

熊毛地域森林計画書

(熊毛森林計画区)

令和 8年4月 1日

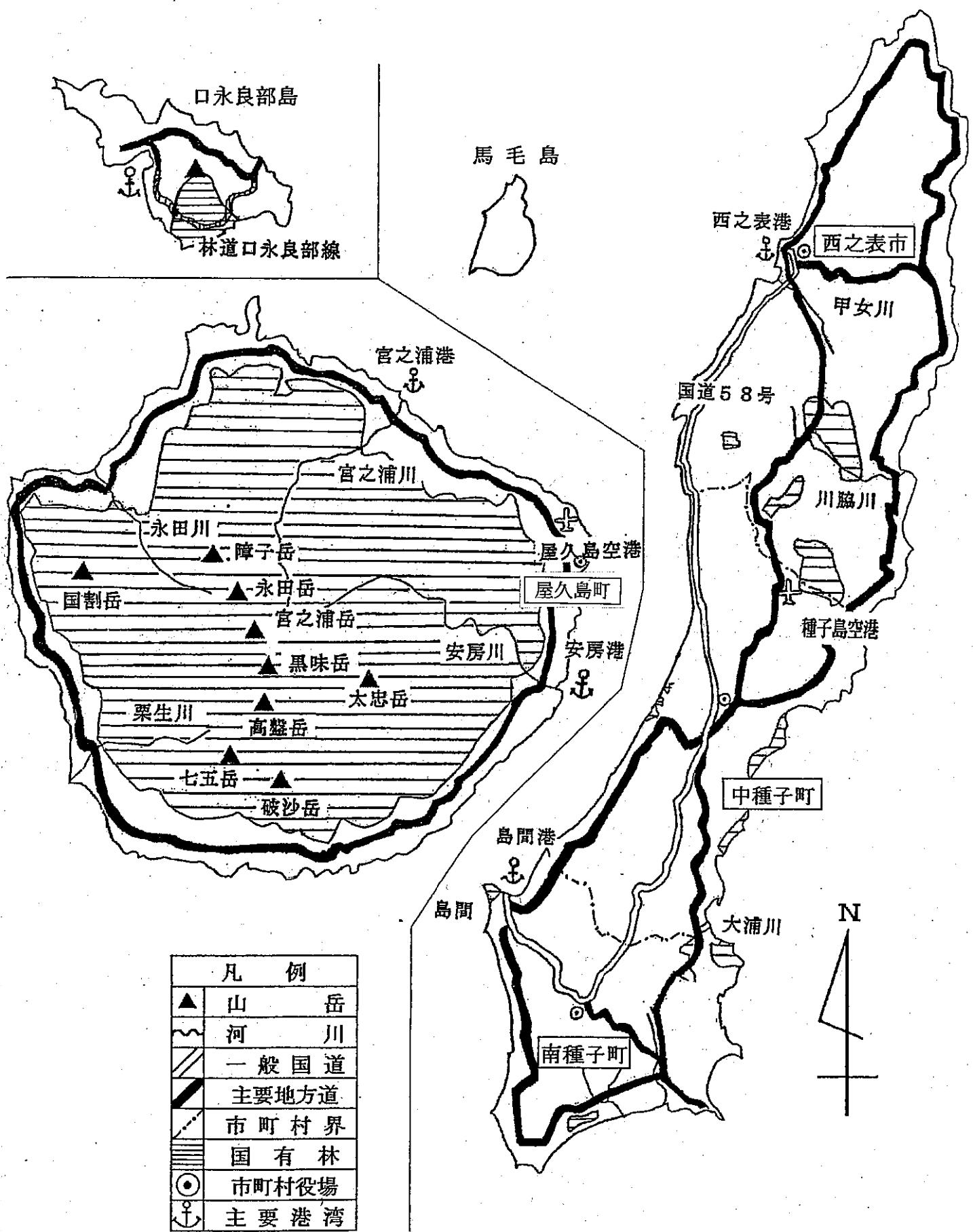
計画期間

令和 18年3月31日



鹿児島県

熊毛森林計画区図



目次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	16
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18

2 その他必要な事項	18
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	21
(2) 天然更新に関する指針	22
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	23
(4) その他必要な事項	24

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	25
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
(3) その他必要な事項	26

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	27
---	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 及び当該区域における施業の方法に関する指針	30
(3) その他必要な事項	30

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	31
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	32
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	32
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	33
(5) 路網の規格・構造について	33
(6) 林産物の搬出方法等	33
(7) その他必要な事項	33

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	34
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	34
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	35
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	35
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	36
(6) その他必要な事項	36

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	37
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び その搬出方法	38
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	38
(4) その他必要な事項	38

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	38
(2) 保安施設地区に関する方針	38
(3) 治山事業の実施に関する方針	39
(4) 特定保安林の整備に関する事項	39
(5) その他必要な事項	39

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に 関する方針	39
(2) その他必要な事項	39

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	40
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	40

(3) 林野火災の予防の方針	40
(4) その他必要な事項	40
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
(1) 保健機能森林の区域の基準	41
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	41
第6 計画量等		
1 間伐立木材積その他伐採立木材積	42
2 間伐面積（参考）	42
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	42
4 林道の開設及び拡張に関する計画	42
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	45
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	45
(3) 実施すべき治山事業の数量	48
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期		
森林施業の方法及び時期	48
第7 その他必要な事項		
1 保安林その他制限林の施業方法	49
2 その他必要な事項	53

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」、
「ーは数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	56
(2) 地況	56
(3) 土地利用の現況	59
(4) 産業別生産額	60
(5) 産業別就業者数	60

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	61
(2) 制限林普通林別森林資源表	65
(3) 市町村別森林資源表	67
(4) 所有形態別森林資源表	69
(5) 制限林の種類別面積	71
(6) 樹種別材積表	73
(7) 特定保安林の指定状況	73
(8) 荒廃地等の面積	73
(9) 森林の被害	74
(10) 防火線等の整備状況	74

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	75
(2) 森林経営計画の認定状況	75
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	75
(4) 森林組合及び生産森林組合の現状	76
(5) 林業事業体等の現況	78
(6) 林業労働力の概況	79
(7) 林業機械化の概況	80
(8) 作業路網等の整備の概況	81

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	81
(2) 森林以外より森林への異動	81

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	82
(2) 分期別期首資源表	83

6 その他

(1) 持続的伐採可能量	87
(2) 用語の解説	87

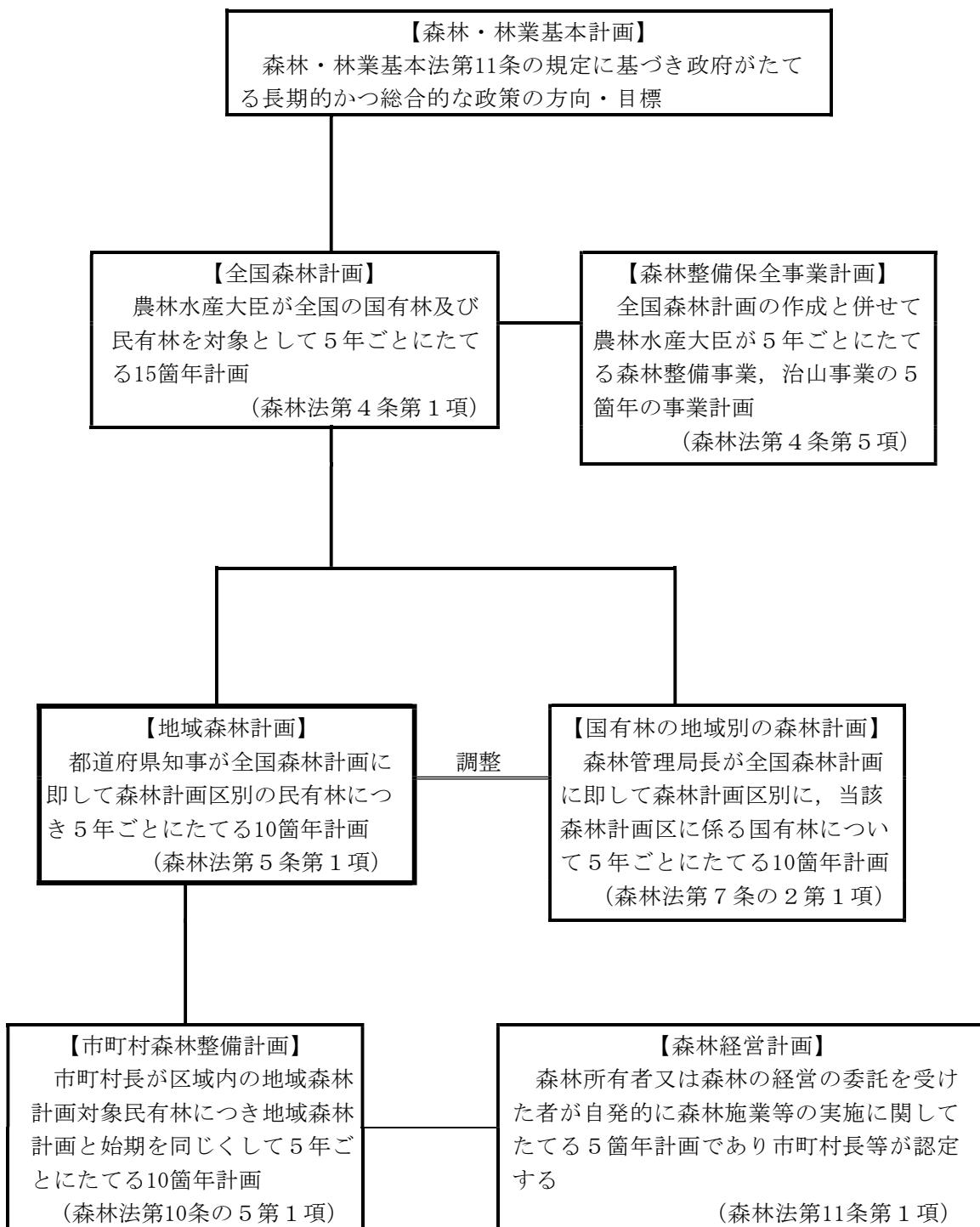
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、熊毛森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間である。

森林計画制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県本土南端の佐多岬から東南約43kmに位置する種子島、同じく南方65kmに位置する屋久島及び口永良部島の島嶼からなる種子島地区、屋久島地区の1市3町で構成され、区域面積は、99,290haで、鹿児島県総面積918,620haの11%となっている。

イ 地勢

種子島は南北約55kmで、最高点でも282mしかない比較的平坦な島で、海拔200m程度の緩やかな傾斜の丘陵性の山地が連なっている。

中部から南部にかけては段丘大地が発達し、南部の海岸付近にはかなり広域の沖積低地が見られる。

屋久島は、洋上アルプスと呼ばれるほど山岳が発達した周囲132kmのほぼ円形の島である。

地形的には海岸丘陵地、前岳傾斜地、奥岳山地に分かれ、海岸丘陵地は西部の一部を除き2~4kmの幅をもって島の海岸に沿って形成され、海拔は100~180mである。

前岳傾斜地は、海岸丘陵地に接し、奥岳山地の周辺を形成する。海拔は900~1,300mに達し、破沙岳(1,259m)、国割岳(1,323m)等がある。

奥岳山地は九州最高峰の宮之浦岳(1,936m)を中心的に永田岳(1,886m)、黒味岳(1,831m)、高盤岳(1,711m)、障子岳(1,549m)、太忠岳(1,497m)、七五岳(1,488m)の山岳が連立している。

河川は、種子島では、甲女川、川脇川、大浦川等があるが規模は小さい。

屋久島では、宮之浦川、安房川、栗生川、永田川等が急峻な中央山岳から放射状に流れおり、降水量が多いことから河川流量も比較的多い。

ウ 地質及び土壌

種子島の地質は上中層群が大部分を占め、南部の一部には茎永層群が分布する。

屋久島は、中央の大部分が花崗岩で、周囲の山麓部には熊毛層群が分布する。

種子島の土壌は、黒ボク土壌が主で、一部に未熟土壌及び褐色森林土壌が見られる。

屋久島の土壌は大部分が褐色森林土壌である。

エ 気候

本計画区は、亜熱帯海洋性の気候に属し温暖多雨である。

令和6年の年平均気温及び年間降水量は、種子島で21.1°C、2,828.0mm、屋久島で21.0°C、4,455.5mmである。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

本計画区の総面積は、99,290haであり、そのうち森林面積は72,809haで、林野率は73%である。このうち、民有林（森林法第2条で規定する民有林）は、31,208haで森林面積の43%を占めており、国有林は41,601haで57%となっている。

農地面積は、6,162haで総面積の6%となっている。

イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると 39,550 人で、県の総人口 1,588,256 人の 2 %を占めている。

また、人口密度は、40 人／km²となっている（県全体 173／km²）。

ウ 交通

鹿児島から種子島・屋久島の両島に空路が開設されている。また、フェリーが鹿児島～種子島及び鹿児島～屋久島間で往復運行しているほか、ジェットフォイルが鹿児島～種子島及び鹿児島～屋久島間で6往復している。また、屋久島町営のフェリーが種子島～屋久島～口永良部島間で1日1往復就航している。

島内における交通は、国道58号（西之表～島間）、主要地方道（西之表～島間、屋久島一周道）を幹線として、これらに県道、市町道、農道、林道等が縦横に継続している。

エ 産業

令和4年度の純生産は、1,447億円で、県純生産5兆9,750億円の2%となっている。

純生産の産業別構成比は、第3次産業75%，第2次産業18%，第1次産業7%となっている。

林業純生産は5億円で、第1次産業純生産の5%となっており、県全体の林業純生産109億円に対して4%である。

（4）民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体439,791haの7%に当たる31,208haである。

林種は、人工林8,680ha(28%)、天然林19,591ha(63%)、竹林1,707ha(5%)、その他1,231ha(4%)となっており、人工林率は県平均の43%を下回っている。

蓄積は、7,386千m³で県全体の121,266千m³の6%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林が549m³、天然林が134m³で、県平均の人工林481m³、天然林144m³と比較すると若干低くなっている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではスギが91%で最も多く、次いでマツ7%，クヌギ1%，その他1%となっている。

また、天然林は、マツ1%未満、その他広葉樹99%となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林18%，私有林82%で、公有林の内訳は、県有林22%，市町有林78%である。また、私有林の内訳は、個人有林69%，会社有林11%，集落有林7%，共有林5%，森林整備公社有林5%，その他3%となっている。

森林の種類別の面積構成比は、普通林が81%，制限林が19%となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積は 3ha、蓄積は 274 千m³それぞれ増加している。

単位 面積：ha 蓄積：千m³ 束数：千束

区分	令和3年		令和8年		前期との対比	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	31,205	7,112	31,208	7,386	3	274
針葉樹	8,602	4,498	8,585	4,763	△17	265
広葉樹	19,622	2,614	19,685	2,623	63	9
竹林	1,709	(144)	1,707	(144)	△2	-
未立木地等	1,115	-	1,075	-	△40	-
更新困難地	156	-	156	-	-	-

(注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は、5,824haで甲女川、安房川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は、12,310haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は、2,208haで市街地、集落周辺、海岸線等に存在し、防風、防潮、大気の浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は、6,853haで、屋久島国立公園、市町民の森林等を中心に存在している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は、16,029haで計画区全域に存在している。

単位 : ha

区分	面積
水源涵養機能	5,824
山地災害防止機能	12,310
生活環境保全機能	2,208
保健文化機能	6,853
木材等生産機能	16,029

(注) 機能別の森林面積は重複している。

工 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の7%に当たる2,126haで、種類別にみると土砂流出防備保安林25%，水源かん養保安林14%，干害防備保安林16%，保健保安林15%，防風保安林12%及びその他18%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水 源 かん養	土 砂 流 出	土 砂 崩 壊	飛 砂 防 備	防 風	潮 害 防 備	干 害 防 備	魚 つき	保 健	風 致	計
面積		(36) 371	(70) 604		(32) 156				(321) 58		(460) 2,126
比率	14.4	24.8	9.0	6.0	12.2	1.2	15.6	1.8	14.7	0.3	100.0

(注) 1 上段の()書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

資料：森林経営課

才 伐採、造林の推移

(ア) 伐採立木材積の推移

過去5箇年の民有林の伐採立木材積は、針葉樹188千m³、広葉樹64千m³、計252千m³で、年平均は50千m³であり、県全体の4%である。

また、主伐面積は、針葉樹34ha、広葉樹435ha、計469haで、年平均は94haであり、県全体の4%である。

単位 面積：ha 材積：千m³ 比率：%

区 分	針 葉 樹			広 葉 樹			計	
	主 伐 面 積	材 積		主 伐 面 積	材 積	主 伐 面 積	材 積	
		計	主 伐					
令和2年度	6	42	4	38	106	16	112	57
令和3年度	5	41	3	38	90	13	95	54
令和4年度	3	36	2	34	95	14	98	50
令和5年度	8	37	5	32	75	11	82	47
令和6年度	11	33	7	26	70	10	81	43
計	34	188	20	168	435	64	469	252
年平均(A)	7	38	4	34	87	13	94	50
県平均(B)	1,890	1,335	1,088	248	622	96	2,511	1,431
比 率(A/B)	0	3	0	14	14	13	4	4

(注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 主伐面積は、伐採立木材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課、かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去 5 箇年の民有林の造林面積は、再造林 15ha、拡大造林 1 ha、計 16ha となっており、年平均 3 ha で推移しており、県全体の造林面積の 1 %未満である。

区分	造林面積			樹種別面積			
	総数	再造林	拡大造林	総数	スギ	ヒノキ	その他
令和 2 年度	3	3	0	3	3	-	0
令和 3 年度	4	4	0	4	4	-	0
令和 4 年度	0	0	0	0	-	-	0
令和 5 年度	5	5	0	5	5	-	0
令和 6 年度	4	4	0	4	3	-	0
計	16	15	1	16	15	-	2
年平均 (A)	3	3	0	3	3	-	0
県平均 (B)	1,028	995	33	1,028	972	6	49
比率 (A/B)	0	0	0	0	0	-	1

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

力 林道の整備状況

過去 5 箇年の林道開設延長は、2,252m で、年平均 450m 開設されており、令和 6 年度末の総延長は、129,668m となっている。

また、林道密度は県平均 6.7m/ha に対し 4.2m/ha である。

区分	林道開設延長		林道密度
	令和 2 年度	令和 3 年度	
令和 2 年度	564	592	4.1
令和 3 年度	390	248	4.2
令和 4 年度	458	—	4.2
計	2,252	450	—
年 平 均	129,668	—	—
現在までの総延長	2,935,185	—	6.7
県 全 体			

(注) 林道密度の算出に用いた森林面積は、平成 28 年度の民有林林道等整備計画策定期の面積 (30,892ha) である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材加工施設は、製材工場等が令和6年度末で8工場ある。

単位 事業所、構成比・比率：%

区分	製材工場				チップ工場	
	総数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専業	兼業
熊毛計画区	5	4	-	1	3	-
(A) 構成比	100	80	-	20	-	-
県全体	97	56	29	12	20	(11)
(B) 構成比	100	58	30	12	-	-
比率(A/B)	5	7	-	8	15	-

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：かごしま材振興課

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹151千m³、広葉樹49千m³、計199千m³で、年平均40千m³であり、県全体の生産量の3%である。

単位 千m³、比率：%

区分	民有林			国有林			合計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
令和2年度	22	16	38	9	-	9	31	16	46
令和3年度	23	9	32	9	-	9	32	9	41
令和4年度	22	10	32	10	-	10	31	10	41
令和5年度	20	7	27	8	-	8	28	7	35
令和6年度	19	7	26	9	-	9	29	7	36
計	106	49	155	45	-	45	151	49	199
年平均(A)	21	10	31	9	-	9	30	10	40
県平均(B)	1,049	86	1,135	185	-	185	1,235	86	1,320
比率(A/B)	2	12	3	5	-	5	2	12	3

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：かごしま材振興課

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、がじゅつ、ひさかき、しきみ、うこん、たけのこであり、過去5箇年の生産量及び生産額は、がじゅつが1,987トンで3億5千万円、ひさかきが295トンで2億5千5百万円、しきみが105トンで5千3百万円、うこんが167トンで5千万円、たけのこが61トンで3千7百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均1億5千9百万円で県全体の生産額の4%である。

単位 比率：%

区分 単位	がじゅつ		ひさかき		しきみ	
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円
令和2年	489	86	29	20	29	14
令和3年	354	61	56	44	26	13
令和4年	483	84	67	60	23	12
令和5年	343	62	71	64	19	10
令和6年	318	56	71	67	8	5
計	1,987	350	295	255	105	53
年平均 (A)	397	70	59	51	21	11
県平均 (B)	397	70	154	131	586	303
比率 (A/B)	100.0	100.0	38.3	38.8	3.6	3.5

区分 単位	うこん		たけのこ		その他		合計
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産額 百万円	生産額 百万円	百万円
令和2年	43	12	13	7	9		147
令和3年	36	9	19	8	11		147
令和4年	36	11	10	7	5		180
令和5年	20	8	9	7	10		161
令和6年	32	11	10	7	12		158
計	167	50	61	37	47		793
年平均 (A)	33	10	12	7	9		159
県平均 (B)	33	10	4,939	1,423	2,069		4,007
比率 (A/B)	100.0	100.0	0.2	0.5	0.5		4.0

(注) 1 その他は、きのこ類、木炭、山菜類等である。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計や比率は一致しない場合がある。

3 集計は曆年である。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（令和3～12年度）における前期5箇年分（令和3～7年度）の計画量と実行結果（令和2～6年度），概要等については次のとおり。

（1）伐採立木材積

木材の生産については、スギの間伐が主体となっており、間伐は概ね計画を達成できたが、主伐は計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	284	176	459	84	168	252	30	95	55
針葉樹	166	176	342	20	168	188	12	95	55
広葉樹	117	-	117	64	-	64	55	-	55

（2）間伐面積（参考）

間伐面積は計画を概ね達成できた。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

間伐面積		
計画	実行	実行歩合
1,692	1,503	89

（3）人工造林・天然更新別面積

不在村森林所有者の増加や林業労働力の不足などから再造林率が低くなり、計画を達成できなかった。

単位 ha，実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
899	481	54	159	16	10	740	465	63

（4）林道開設又は拡張の数量

地域の要望等を踏まえながら、優先度の高い路線から開設、拡張を行ったが、計画を下回った。

単位 計画，実行：m，実行歩合：%

区分	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
開設	11,000	2,252	20
拡張	3,668	7	1

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養や山地災害の防止等を目的に保安林の指定を推進したが、計画を下回った。

単位 計画、実行：ha、実行歩合：%

区分	指定			解除			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養のための保安林	270	—	—	—	—	—	
災害防備のための保安林	92	8	9	—	—	—	
保健、風致保全のための保安林	13	6	46	—	—	—	
計	375	14	4	—	—	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

計画を上回った。

単位 計画、実行：地区、実行歩合：%

種類	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数	14	16	114

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

計画及び実績なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

熊毛地域においては、種子島では内陸部にスギを中心とした人工林が形成され、周辺部は広葉樹の二次林が分布している。屋久島は、森林の約8割が国有林で、民有林は海岸周辺の丘陵地や集落周辺にスギ人工林が形成されている。また、屋久島国立公園に指定されるとともに、世界自然遺産にも登録されるなど、優れた自然資源・景観に恵まれており、保健文化機能の高度発揮が期待されている。

森林整備はスギの間伐が主体となっており、種子島では合板用やバイオマス燃料用の原木の島外出荷のほか、建築用材や製紙用チップの生産が行われている。また、屋久島では合板用の原木及び一次加工製材品等の島外出荷のほか、建築用材や製紙用・燃料用チップの生産にも取り組んでいる。

特用林産物については、がじゅつをはじめ、うこん、ひさかき・しきみ等の花木類、リュウキュウチクのたけのこ等の生産が行われている。

ア 森林の特徴

(ア) 本計画区民有林は、総土地面積の31%であり、種子島に7割、屋久島に3割の森林が分布している。

(イ) 種子島では、内陸部にスギを中心とした人工林が形成されているが、地形状況等によっては、成長の悪い所もある。

屋久島では、海岸周辺の丘陵地が民有林であり、集落周辺においてスギ人工林が形成されているほか、島の西部には手付かずの広葉樹林が残されている。

また、種子島、屋久島両島の海岸部には、海岸防災林が整備され、住民の生活保全に大きな役割を果たしている。

(ウ) 保健文化機能については、屋久島国立公園を含む屋久島は、世界自然遺産にも登録されるなど、優れた自然資源・景観に恵まれており、動植物等の観察やレクリエーションの場として、その機能の高度発揮が期待されている。

イ 林業の特徴

(ア) 素材生産量は、年平均40千m³で県全体の3%を占め、うち民有林の生産量は針葉樹が21千m³で県全体の2%，広葉樹が10千m³で県全体の12%を占めている。

素材生産業者は12業者であり、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の低コスト化に向けた取り組みが行われており、年間取扱量が5千m³以上の生産規模が大きい事業体が18%（2業者）となっている。

(イ) 森林整備については、スギの間伐が主体となっている。

(ウ) 林業の生産基盤となる林道の整備が図られており、林道延長は130kmとなっている。

(エ) 特用林産物については、熊毛地域のみで生産されているがじゅつ・うこ

んをはじめ、ひさかき・しきみ等の花木類、リュウキュウチクのたけのこなどの生産が行われている。

ウ 木材産業の特徴

- (ア) 木材加工施設については、製材工場等が令和6年度末で8工場ある。
- (イ) 種子島では、合板用やバイオマス燃料用の原木の島外出荷のほか、建築用材や製紙用チップの生産が行われている。
屋久島では、合板用の原木及び一次加工製材品等の島外出荷のほか、建築用材や製紙用・燃料用チップの生産にも取り組んでいる。
- (ウ) 地域材の販路については、地元製材業者とかごしま緑の工務店との連携による「かごしま木の家」づくりなどによりかごしま材の需要拡大に取り組んでいる。

(2) 計画樹立の基本的な考え方

熊毛地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画」（鹿児島県、平成31年3月改定）との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成8年8月）」に基づいた適切な施業を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

人工林の一部では森林資源が成熟しつつあるものの、一方で間伐が必要な森林も多くあることを踏まえ、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進、森林施業の共同化の促進、林業就業者対策、機械化、加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として、水源かん養、土砂流出防備等の保安林を指定するとともに、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林等については、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林等の配備の方針を定める。

治山事業については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の森林整備や渓間工、山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内において対象となる鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病害虫や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針、森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要のある森林について、森林施業の標準的な方法、施設整備の指針等を定める。

セ 計画量等

全国森林計画に即し、イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため、森林資源の構成状況、地域の特性等を考慮しながら、鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の所在及び施業方法について示す。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

表II-1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

単位 : ha

市町名	面積	備考
総数	31,208	
熊毛地区	西之表市	10,920
	中種子町	5,409
	南種子町	4,603
	屋久島町	10,276
	旧上屋久町	6,828
	旧屋久町	3,447

- (注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)
- 2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。
- 3 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加など自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壤の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表II-2のとおりとする。

表II-2 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

する森 る林 機の 能有	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水 源 かん 涵 養 機 能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林	<ul style="list-style-type: none">○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 壌地 保災 全害 機防 能止 機 能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none">○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快能適環境形成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
「保健機能」	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民風に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生物多様性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	<ul style="list-style-type: none"> ○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木能材等生産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することを基本とする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し，かつ，保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し，かつ，保持すべき森林資源の状態等は，表II-3のとおり定める。

表II-3

単位 面積：ha

区分		現況 (令和8年4月1日現在)	計画期末 (令和18年3月31日)
面積	育成单層林	8, 679	8, 581
	育成複層林	164	523
	天然生林	22, 366	22, 104
森林蓄積 m ³ /ha		237	243

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

2 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成单層林・育成複層林・天然生林ごとに示す。

(1) 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(2) 育成複層林

森林を構成する林木を帶状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林^{注3}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが必要であることから、航空レーザ測量等による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備に努めるとともに、森林G I Sの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。特に、生物多様性保全上重要な役割を担う屋久島国立公園のほか、地域の固有種など希少野生動植物の生息地等周辺での施業について配慮することとする。

さらに、花粉症発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等に努めるものとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壤の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐による。

イ 森林の有する公益的機能の發揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るために、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮することとする。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壤等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、屋久島国立公園の風致景観の維持並びに渓流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する

観点から、自然的条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

カ 「主伐時における伐採・搬出指針」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものをいう。

気候、地形、土壤等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。

また、表土の流出を防止するため、必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帶状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものである。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表II-4を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表II-4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
熊毛森林計画区一円	3 5	4 0	3 0	4 0	1 0	2 0

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して、公益的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によるものとする。

なお、人工造林においては、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努め、屋久島地域においては自然環境に配慮した苗木の植栽に努める。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、成長に優れたエリートツリー等の苗木、花粉の少ない苗木による造林を推進するため、その増産に努めるものとする。

表II-5-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表II-5-2を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表II-5-2 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本／ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(注) 低密度(1,500本／ha)な植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺(ウラゴケ)の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針(林務水産部 令和5年7月一部改正)」の留意事項を参照するものとする。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえ等に活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

普通苗の植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

植え付けの時期については、自然条件等に応じて適切に選定するものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

(2) 天然更新に関する指針

前生樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）とする。

表II-6-1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	タブノキ, カシ類, シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ, クスノキ, カシ類, シイ類 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表II-6-2のとおりとする。

表II-6-2

単位：本／ha

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6,000 ※	2,000

(注) 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を完了するものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に天然更新が完了したものとする。

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待

できない森林については、個々にその森林を植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

種子島において、成長の悪い尾根筋等の今後の成長が期待できない人工林における伐採後の更新に当たっては、竹の侵入に配慮しつつ地域既往の有用広葉樹を主体とした天然更新を基本とする。

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の指針として定めるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうつ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表II-7に示す。

表II-7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢（年）	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高（m）	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率（%）	27	26	26	27	
	残存本数（本）	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢（年）	22	34	48		
	樹高（m）	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率（%）	27	28	26		
	残存本数（本）	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25~30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

[下刈り]

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として5~9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

[つる切り]

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6~7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

[除伐]

除伐は、下刈り終了後の林冠がうつ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10~15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうつ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3~5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

[枝打ち]

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4~10月は避け、11月~3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照する。

また、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った森林施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るために、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

また、森林施業の方法については、市町長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準に関する指針

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）
- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
 - b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
 - c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るために森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令により、山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林、潮害防備保安林など、法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林、風致保安林、自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わないものとする。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やN P O、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした森林施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに、野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、市町村森林整備計画において、地域の実情を踏まえ加除し、基準を定めることができるものとする。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するものとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせるとともに、導入する作業システムに対応した路網の整備を行うものとする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、特に林道については、山村の生活環境の整備等にも資することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減に留意しつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、周辺環境との調和を図る。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図るものとする。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダ等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を目指して、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 令和3年4月）」によることとする。

表II-8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
林道	46	126
うち林業専用道	—	—

(令和6年度末現在)

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図りつつ、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地盤の深さなどの地下構造等を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畠などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 令和4年4月）」によることとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表II-9-1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表II-9-2のとおりとする。

表II-9-1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地(15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地(30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地(35°~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集め、運搬するシステム。

表II-9-2 地形傾斜・作業システムに対する路網整備水準の目安

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		林道・林業専用道	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110~250	30~40
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85~200	23~34
	架線系	25~75	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60<50>~150	16~26
	架線系	20<15>~50	
急峻地 (35°~)	架線系	5~15	5~15

(注1) 「急傾斜地」のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

(5) 路網の規格・構造について

路網の規格・構造については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、耐久性と経済性の両立を図ることとする。

(6) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(7) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、市町、森林組合等林業事業体が連携し、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、森林経営の委託への転換、森林施業の共同化、林業に従事する者の育成・確保、林業機械の導入、林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し、森林の施業や経営の受委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業経営体等への施業等の長期受委託を進めるものとする。その際、長期の施業等の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るものとする。

さらに、森林経営の受委託等が円滑に進むよう、森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するものとする。

併せて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し、面的な集約化を進める。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し、森林の適正管理、森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業の共同化を促進するために、林業普及指導員や森林組合などの林業事業体、市町等が緊密に連携しながら、地域林業のまとめ役となる指導林家、指導林業士、青年林業士、林業研究グループのリーダー等と一体となった指導体制の整備を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により、地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めるものとする。

また、林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業体の体質強化

当森林計画区では、これまで鹿児島県林業労働力確保支援センター及び熊毛流域森林・林業活性化センター等を中心に、関係機関等が一体となって、林業事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも効率的な経営管理手法の導入や施業の集約化による事業量の確保、高性能林業機械等の導入及び活用等諸施策を推進し、経営基盤の強化を図るものとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は6事業体（令和6年度末）であり、林業労働力確保支援センターとの連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については、種子島森林組合及び屋久島森林組合の2つとなっており、今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り、施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進するものとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

就業相談窓口の設置や相談会の開催、Webサイト「鹿児島きこりNET」等を活用した情報発信により、新規就業者の参入を促進するとともに、林業就業希望者等を対象とした入門・短期研修や1年間の長期研修（かごしま林業大学校）を実施し、新規就業者の確保を図るものとする。

また、就業者の技能レベルに応じた技術習得や経営現場管理等に係る研修等を段階的かつ体系的に実施することで就業者のキャリア形成を支援し、林業就業者の育成を図るものとする。

さらに、（公財）鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて女性・高年齢労働者・外国人を含む林業就業者の労働条件の改善に係る支援を行うとともに、鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては、通年雇用化や社会保険の加入促進など雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか、職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど、就業の円滑化及び雇用の安定を推進するものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況、年間の事業量や目標とする労働生産性、作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進するものとする。

その際、環境負荷の低減に配慮するとともに、機械が効率的に稼働できるよう、施業の集約化や森林作業道等の効果的な配置を促進するものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

離島という特殊性を踏まえ、建築用材のほか低質材を活用した製紙用・バイオマス用のチップの生産に取り組みながら、熊毛流域森林・林業活性化協議会等を通じて関係者の合意形成を図るとともに、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進める。

また、原木市場等で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進める。

イ かごしま材等の利用促進

製材工場から出る端材等を畜産のおが屑敷料として活用するなど、木質資源の有効利用を図ることとする。

地域材の販路については、地元製材業者とかごしま緑の工務店との連携による「かごしま木の家」づくりや公共施設等の木造・木質化の取組を推進することとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年3月）」に基づき、地域特性を生かした高品質かつ付加価値の高い特用林産物の産地づくりを促進する。

種子島ではひさかき・しきみ等の花木類やがじゅつ、リュウキュウチクのたけのこなど、屋久島ではうこんやがじゅつなど、地域の特色ある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

(6) その他必要な事項

「屋久島地域森林整備推進協定（令和3年3月）」等を活用し、国有林と連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林及び山地災害防止機能を高度に發揮させる必要のある森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表II-10のとおりとする。

表II-10

単位面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域			
総 数		1,744		
熊	西之表市	337	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 飛砂防備 干害防備 魚つき
毛	中種子町	564		
支	南種子町	311		
庁	屋久島町	533		
	旧上屋久町	417		
	旧屋久町	116		

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石等の採掘等、他の土地の形質の変更を行う場合は、地形・地質等の自然条件、地域の土地利用、森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して、実施箇所の選定を行うものとする。

さらに、土砂の流出または崩壊、水害の発生のおそれがないよう、安定した法勾配を確保し、必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに、水の適切な処置を行うための調整池、排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

また、太陽光発電設備を設置する場合は、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、景観や雨水の浸透能に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、林地開発許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など、改正された開発行為に關係する許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組に配慮する。風力発電設備を設置する場合も許可基準の適正な運用を行うものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）に基づき、知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準の適正な運用を行う。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林、里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について、水源かん養保安林、土砂流出・土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配備を計画的に推進することとする。

また、保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう、必要に応じて指定施業要件を見直すこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

地形、土壤等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業を行う必要がある森林等について、保安施設地区として指定をすることができるが、今期計画期間内での指定計画はない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、短時間豪雨の発生頻度の増加による災害の発生形態の変化等を勘案し、事前防災・減災の観点から、山地災害の危険性の高い地区等において、重点的・効率的に治山施設の整備、荒廃森林の復旧、海岸防災林の造成など、災害に強い県土づくりや水源涵養機能等の強化を図ることとする。

また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し、森林施業を推進することで、保安林機能の回復・増進を図ることとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うこととする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、南種子町における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図ることとする。

また、熊毛地域のみに自生するヤクタネゴヨウについては、官、民、学の連携による長期的な保護・保全を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減に努めるものとする。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努めるものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡視を行うとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないよう、適切な森林施業に努めるものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

湖沼・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適當であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表II-11

単位：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	970	690	279	779	500	279	191	191	-
前 期	473	344	130	361	232	130	112	112	-

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表II-12

単位：ha

区分	間伐面積
総 数	1,666
前 期	978

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、多面的機能の回復・維持を図るために地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表II-13

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	375	2,042
前 期	179	927

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表II-14

単位：m

区分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	10,200	9,789	20,527
前 期	7,400	1,250	2,418

なお、具体的な計画内容については、表II-15に示す。

表II-15 林道の開設・拡張計画

(単位: m, 箇所, ha)

開設/ 拡張 類	種 類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域面積	前期5ヵ年 計画箇所	対図 番号	備考
					延長	箇所数				
開設	自動車道	西之表市	安納現和		500	—	135	○	213603	
		"	鞍勇寺石		500	—	94	○	213604	
		小計	2		1,000	—				
		中種子町	砂中	指定林道	1,100		110	○	501107	修正
		小計	1		1,100	—				
		南種子町	中之下寺川東山		100	—	47		502001	修正
		"	中之下白草		100	—	42		502002	修正
		"	西之野大野		100	—	30		502003	修正
		"	大宇都	林業専用道	200	—	39		502004	
		小計	4		500	—				
		屋久島町	9		7,600	—				
		旧上屋久町	平助地		900	—	201		503801	修正
		"	紅葉嶺		600	—	133		503802	修正
		"	屋久島北部	指定林道	5,300	—	430	○	503803	修正
		"	平助地1号支	林業専用道	100	—	13		503804	修正
拡張	自動車道 (改良)	"	平助地2号支	林業専用道	200	—	35		503805	修正
		"	永田1号支	林業専用道	100	—	13		503806	修正
		"	永田2号支	林業専用道	100	—	24		503807	修正
		"	紅葉嶺支	林業専用道	100	—	34		503808	修正
		"	城ヶ平支	林業専用道	200	—	38		503809	修正
		小計	9		7,600	—				
		合計	16		10,200	—				
		西之表市	大野		5,947	1	269			
		"	太田		100	1	65			
		小計	2		6,047	2				
		屋久島町	7		3,742	7				
		旧上屋久町	寝待		968	1	49			
		"	口永良部	指定林道	950	1	777	○		
		"	牛床		200	1	13			
		"	東部1号		100	1	714	○		
		"	一湊		100	1	88	○		
		細計	5		2,318	5				
		旧屋久町	船行		1,324	1	46			
		"	大久保		100	1	256	○		
		細計	2		1,424	2				

(単位 : m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利 用 面 積	前 期 5 カ 年 計 画 箇 所	対 図 番 号	備 考
					延 長	箇 所 数				
		合 計	9		9,789	9				
拡張 自動車道 (舗装)	西之表市	柳 原			700	—	49			
		武 部			2,156	—	234			
		四 坊 山			1,480	—	176			
		下 西			1,000	—	81			
		鹿 之 峰			1,726	—	54			
	小 計	5			7,062	—				
	中種子町	平田峯尾			1,800	—	90			
		十八番	指定林道		3,427	—	516			
		大 谷			747	—	36			
		廻り峯尾			500	—	78			
		長 峰 尾			500	—	98			
	小 計	5			6,974	—				
	南種子町	小比良			500	—	206			
		小 計	1		500	—				
	屋久島町	5			5,991	—				
		旧上屋久町	永 田		800	—	81			
		〃	神 山		1,146	—	35			
		〃	餅 田		1,627	—	112			
		〃	萩 原		1,500	—	110	○		
	細 計	4			5,073	—				
	旧屋久町	船 行 支			918	—	32	○		
		細 計	1		918	—				
	合 計	16			20,527	—				

(注) 利用区域面積の()書きは国有林面積で外数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表II-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備 考
	前期末面積	計画期末面積	
総数（実面積）	3,179	2,769	
水源涵養のための保安林	1,153	873	
災害防備のための保安林	1,807	1,690	
保健・風致の保存等のための保安林	791	778	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
表II-17のとおり

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表II-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	—	—	208	143
災害防備のための 保安林	—	—	743	743	114
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	358	335	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表II-17 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）			
指定	水源涵養	西之表市	56, 94, 98, 99, 103, 113, 114, 176, 177, 191	179	80	水源の涵養
		中種子町	43～45, 47～50, 58, 59, 61, 63, 65	98	44	
		南種子町	18, 40, 63, 65	81	37	
		屋久島町		178	79	
		旧上屋久町	6～11, 13～17, 19～27, 30, 31, 35～42, 44～54, 61～79	118	53	
		旧屋久町	4, 5, 7, 10, 22, 33	60	26	
計				536	240	
災害防備	西之表市	1～26, 28～31, 39～44, 46, 49～51, 56, 59, 64～67, 69, 71～73, 76, 81, 82, 84, 86～103, 105～107, 113, 114, 122, 123, 126～133, 135, 141, 143, 144, 146, 150, 151, 158, 159, 161, 162, 164, 166, 167, 171, 174～176, 179, 180, 181, 186～189, 191～193, 199, 200, 201, 210～213, 216～218, 221, 222, 229, 231, 235		73	34	土砂の流出・崩壊の防備等
		中種子町	2, 4, 6, 7, 11, 16, 18～20, 26, 27, 35, 37, 39, 47～49, 53, 64, 66, 69, 70, 73, 74, 76～78, 82, 84, 93, 95, 96, 98, 99	39	18	
		南種子町	3, 4, 11～16, 18～24, 26, 28, 32, 33, 36, 44～58, 60～67, 70～76, 79, 81～83	32	14	

単位 : ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前期	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)				
指定	災害防備	屋久島町		74	35	崩土 壊砂 の 防流 備出 等・	
		旧上屋久町	1~20, 24~27, 30, 31, 37~44, 49, 52~54, 61~78	49	23		
		旧屋久町	4, 5, 7, 8, 11~13, 15, 16, 19, 20, 21, 23, 25, 26, 28, 32, 33, 35~42	25	12		
		計		218	101		
	保健、風致の保存等	南種子町	10, 12, 37, 42, 43, 46, 49, 51, 53, 59, 64, 68~70, 75	1	1	公衆の保健等	
		屋久島町		24	11		
		旧上屋久町	1, 2, 5~7, 27, 28, 30, 32, 36, 37, 39, 40, 55~79	24	11		
	計			25	12		
合 計				779	353		

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養など森林の公益的機能の高度発揮を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表II-19

単位：地区

市町村	森林の所在 区域（大字）	治山事業施行地区数		主な 工種	備考
		前期	後期		
西之表市	安城, 安納, 伊闌, 現和, 古田, 国上, 住吉, 西之表	8	3	本渓 数間 調工	
中種子町	坂井, 増田, 田島, 納官, 牧川	5	4	整・ 伐山	
南種子町	茎永, 西之, 島間, 中之上, 中之下	5	2	等腹 工	
屋久島町		10	6	・	
旧上屋久町	一湊, 永田, 吉田, 宮之浦, 口永良部, 楠川	6	3		
旧屋久町	安房, 栗生, 原, 中間	4	3		
計		28	15		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（大字）を単位として計上したものである。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法

表II-20

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		そ の 他	単位 面積: h a			
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法						
				方 法	限 度					
		計	370.63							
水源かん養保安林	西之表市	56, 94, 98, 99, 103, 113, 114, 176, 177	170.42	1 立伐に係る伐採種は定めない。	1 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、左記の種類のために指定された保安林又は、当該保安林が2以上あるときは、その集團についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢(これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均林齢)に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クヌギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。			
	中種子町	61, 63	55.06	2 立伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。	この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合(平成14年4月1日以後指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用)で均等に分布するよう植栽するものとする。			
	南種子町	40, 63, 65, 68	29.58		※3 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。	3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。	2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。			
	屋久島町		115.57		3 平成14年4月1日以後の指定分及び指定施業要件の変更分について適用(各保安林台帳による)					
	旧上屋久町	16, 17	17.89		4 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2(平成14年4月1日以後指定分及び指定施業要件の変更分については、10分の3.5を適用)を超えてかつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。					
	旧屋久町	4, 5, 7, 10, 22, 33	97.68							

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 探 方 法				
				方 法	限 度			
土砂流出防備保安林	計		640.59	1 主伐は、抾伐による。 2 主伐として伐探をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。 3 間伐に係る伐探をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	1 伐探年度ごとに抾伐による伐探をすることができる立木の材積の限度は、当該伐探年度の初日におけるその森林の立木の材積に抾伐率を乗じた材積とする。 なお、抾伐率は以下のとおりとする。 ※ 抾伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 当該森林の年成長率に前回の抾伐の終わった日の属する伐探年度から伐探をしようとする伐探年度の前伐探年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐探にあっては10分の3を乗じた材積とする。 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐探年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の抾伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐探年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐探にあっては、10分の3を乗じた材積とする。 2 伐探年度ごとに間伐に係る伐探をすることができる立木の材積の限度は、当該伐探年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えて、かつ、その伐探によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐探年度の翌伐探年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 伐探年度ごとに抾伐による伐探をすることができる立木の材積の限度は、当該伐探年度の初日におけるその森林の立木の材積に抾伐率を乗じた材積とする。 なお、抾伐率は以下のとおりとする。 ※ 抾伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 当該森林の年成長率に前回の抾伐の終わった日の属する伐探年度から伐探をしようとする伐探年度の前伐探年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐探にあっては10分の3を乗じた材積とする。 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐探年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の抾伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐探年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐探にあっては、10分の3を乗じた材積とする。	ただし、伐探方法は各保安林台帳による。	
	西之表市	11, 16, 71, 72, 86, 107, 127, 143, 146, 151, 158, 181, 211, 229	33.15					
	中種子町	11, 16, 18, 66, 78, 93, 95, 96, 98	27.38					
	南種子町	22, 24, 36, 45, 49, 53, 58, 60, 66, 68, 71	144.33					
	屋久島町		435.73					
	旧上屋久町	2, 9, 13, 17~20, 26, 31, 54, 64, 67, 68, 71, 72, 74~77	382.80					
	旧屋久町	7, 11~13, 15, 16, 20, 21, 23, 25, 32, 33, 36, 38, 40	52.93					
	計		233.32	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
土砂崩壊防備保安林	計		155.70	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	1, 11, 13, 16, 20, 30, 59, 65, 66, 73, 84, 86~88, 91, 93, 101, 105~107, 113, 114, 124, 128, 133, 143, 144, 158, 159, 173, 179, 181, 186, 218, 222, 235	47.72	土砂流出防備保安林に同じ。				
	中種子町	2, 4, 6, 11, 16, 18~20, 39, 49, 66, 74, 76~78, 82, 84, 95, 96, 98, 99	64.78	土砂流出防備保安林に同じ。				
	南種子町	11, 12, 16, 28, 48, 55~57, 62, 66, 68, 70, 72, 74, 83	103.23	土砂流出防備保安林に同じ。				
	屋久島町		17.59	土砂流出防備保安林に同じ。				
	旧上屋久町	6, 9, 24, 26, 39, 42, 43, 63, 64	16.42	土砂流出防備保安林に同じ。				
	旧屋久町	5, 8, 40	1.17	土砂流出防備保安林に同じ。				
飛砂防備保安林	計		12.40	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	26~28, 35	59.70	土砂流出防備保安林に同じ。				
	中種子町	10, 11, 16, 18, 97	83.60	土砂流出防備保安林に同じ。				
	南種子町	68, 69		土砂流出防備保安林に同じ。				
	計			土砂流出防備保安林に同じ。				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備 考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法				
				方 法	限 度			
防風保安林	計		315.31	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	4, 13, 14, 20, 21, 27, 66, 67, 69, 70, 79, 81, 84, 106, 107, 124, 127, 128, 134, 135, 140, 143	63.56					
	中種子町	1, 9, 16~18, 20, 26, 27, 29, 30, 34, 41~44, 52~54, 78, 81, 82, 91, 100, 101	96.71					
	南種子町	10, 12, 37, 42, 43, 46, 51, 53, 59, 68~70, 75	115.03					
	屋久島町		40.01					
	旧上屋久町	6, 30, 36, 37, 39, 41~45	8.80					
	旧屋久町	1~5, 7, 20, 23, 26, 30, 37~39, 46	31.21					
潮害防備保安林	計		32.11	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	88, 96, 97, 141, 143, 179	18.57					
	中種子町	42, 43	1.64					
	南種子町	77	0.39					
	屋久島町		11.51					
	旧屋久町	2, 3, 16	11.51					
干害防備保安林	計		403.52	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1箇所当たりの面積の限度は、5ヘクタールとする。		左に同じ。		
	西之表市	191	29.90					
	中種子町	43~45, 47~50, 58, 59	356.62					
	南種子町	18	17.00					
魚つき保安林	計		47.12	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	34, 82, 230, 231, 242, 244	46.56					
	屋久島町		0.56					
	旧上屋久町	36	0.56					
保健保安林	計		379.34	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	西之表市	82, 94, 98, 99, 103, 114, 143	141.44					
	南種子町	49, 59, 64, 68~70	233.14					
	屋久島町		4.76					
風致保安林	旧上屋久町	6, 30, 36, 37	4.76			左に同じ。		
	計		8.06	土砂流出防備保安林に同じ。				
	屋久島町		8.06					
砂防指定地	旧屋久町	25, 29	8.06					
国立公園特別保護地区	計		1,023.68	砂防法により知事の許可が必要である。		左に同じ。		
	西之表市	20, 21, 26, 28, 39, 41, 64, 65, 71~73, 86, 88, 102, 105, 128, 132, 133, 151, 231	102.69					
	中種子町	6, 7, 26, 27, 35, 37, 48, 49, 53, 64, 69, 70, 73~75, 78, 95, 96	161.76					
	南種子町	3, 4, 12~16, 26, 44, 45, 47~50, 55~58, 60~67, 70, 72, 82, 83	467.06					
	屋久島町		292.17					
	旧上屋久町	6~8, 10, 11, 16, 17, 20, 25, 29~31, 38~42, 51, 52, 63, 64	182.05					
	旧屋久町	4, 13, 15, 16, 19, 20, 25, 26, 28, 35~42	110.12					
国立公園第1種特別地域	計		402.74	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合、左記の伐採方法の限りでない。		
	屋久島町		402.74					
	旧上屋久町	1	402.74					
				1 単木抾伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐定期間に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法				
				方 法	限 度			
國立公園第2種特別地域		計	724.10	1 拾伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した拾伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐定期に見合う年齢以上であること。 ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。 (3) 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木拾伐法によるものであること。 2 皆伐法によるものにあっては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。 (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。		
國立公園第3種特別地域		計	1,840.47	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。				
	屋久島町		1,840.47					
	旧上屋久町	55~66, 70~79	1,778.91					
	旧屋久町	19, 21	61.56					
國立公園普通地域		計	47.74	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。				
	屋久島町		47.74					
	旧上屋久町	62~64, 67, 76	47.74					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法				
				方 法	限 度			
急傾斜地崩壊危険区域	計		70.15	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。				
	西之表市	13, 21, 65~67, 82, 87, 135, 161, 162	10.47					
	中種子町	48, 49, 74	2.36					
	南種子町	22, 57, 58, 72	8.91					
	屋久島町		48.41					
	旧上屋久町	27, 39, 72	44.43					
	旧屋久町	5, 7, 8, 37	3.98					

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		②総数	国有林	民有林	
総 数	99,290	72,809	(47) 41,601	31,208	73
西之表市	20,557	12,218	1,299 (0)	10,920	59
中種子町	13,694	5,999	589 (0)	5,409	44
南種子町	10,994	5,996	1,393 (46)	4,603	55
屋久島町	54,045	48,596	38,320	10,276	90

(注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 国有林の()は、その他省庁所管で、内数。

資料：区域面積 令和5年鹿児島県統計年鑑(令和6年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和7年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和7年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(令和6年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温(°C)			年間降水量 (mm)	主風 の方向
	最高	最低	年平均		
種子島	35.6	4.1	21.1	2,828.0	北西
屋久島	34.6	5.1	21.0	4,455.5	北西

資料：気象庁 気象データ(令和6年)

イ 地勢

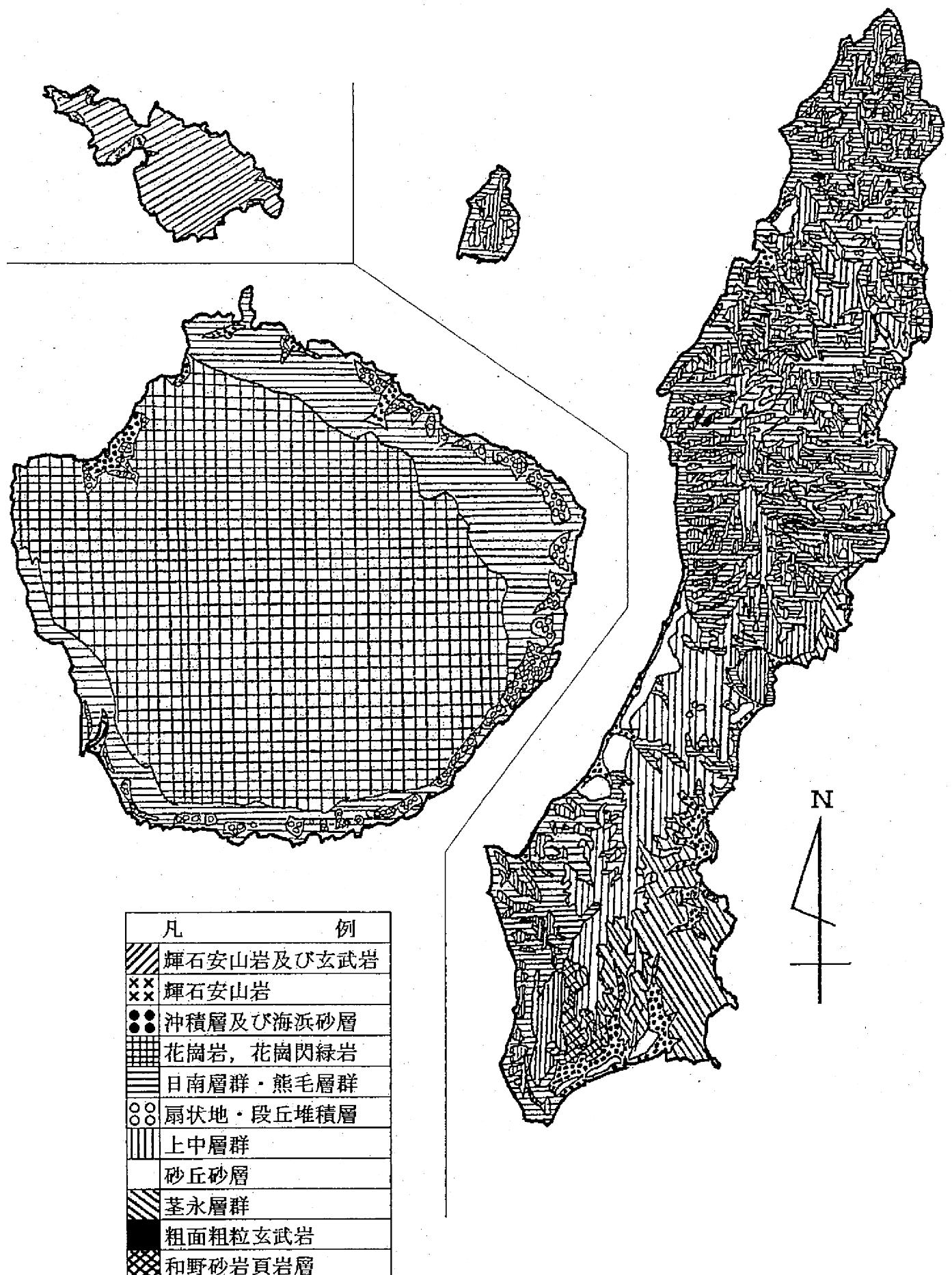
I 計画の大綱

- 自然的、社会的経済的位置付け
(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

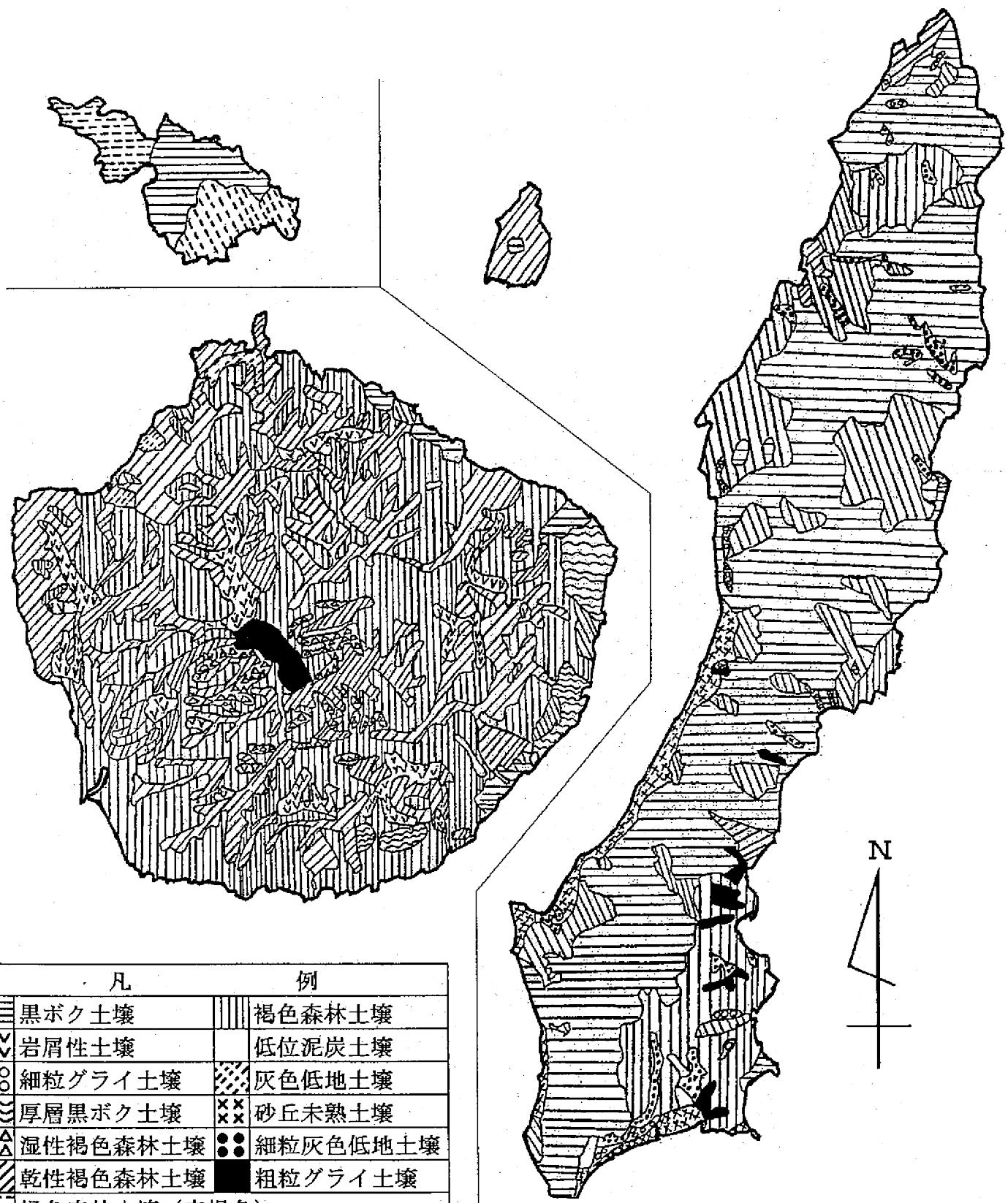
ウ 地質、土壤等

次頁に掲載

地質図



土壤図



(3) 土地利用の現況

区分	区域面積	森林	農地			その他の面積	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	99,290	72,809	6,162	982	5,179	20,319	1,382
西之表市	20,557	12,218	1,781	207	1,574	6,558	408
中種子町	13,694	5,999	2,191	221	1,969	5,504	291
南種子町	10,994	5,996	1,587	529	1,059	3,411	256
屋久島町	54,045	48,596	603	25	577	4,846	427

(注)四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 森林:森林経営課

農地:2020年世界農林業センサス(令和3年12月)

区域面積・宅地:令和5年鹿児島県統計年鑑(令和6年12月刊行)

(4) 産業別生産額

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
总数	144,744	10,033	9,038	463	532	25,567	109,144
西之表市	48,074	3,842	3,522	171	148	5,720	38,512
中種子町	30,035	3,372	3,149	63	160	3,696	22,967
南種子町	24,066	1,551	1,408	61	83	5,180	17,335
屋久島町	42,569	1,268	959	168	141	10,971	30,330

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：令和4年度市町村民所得推計報告書（令和7年6月）

(5) 産業別就業者数

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
总数	21,952	4,558	4,099	166	293	2,811	14,583
西之表市	8,363	1,799	1,643	45	111	924	5,640
中種子町	4,109	1,238	1,184	11	43	496	2,375
南種子町	2,946	808	759	16	33	362	1,776
屋久島町	6,534	713	513	94	106	1,029	4,792

資料：令和4年度市町村民所得推計報告書（令和7年6月）

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4				
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量		
人 工 林	育成單層林	針葉樹	す ぎ	7,898.53	4,570.690	70,908	8.18			4.75			4.82	757	55	5.51	1,152	63	
			ひ の き	39.69	15,898	247													
			ま つ	572.33	158,495	1,083	0.03			1.15			1.29	83	6	2.96	325	18	
			その 他 針	15.66	3,150	76													
			針 計	8,526.21	4,748,233	72,314	8.21			5.89			6.11	840	61	8.48	1,477	81	
	育成複層林	広葉樹	く す	0.77	104														
			く ぬ ぎ	57.47	7,224	51	0.23			2	0.60	7	1	0.35	12	2	2.38	176	14
			い じ ゆ																
			もくまお	22.68	2,934	5				0.22	4	1							
			その 他 広	65.34	8,248	25	0.61			0.39	4	1	0.70	34	5				
	育成 単層林 計			146.25	18,510	81	0.84			2	1.21	15	3	1.05	46	7	2.38	176	14
	育成 複層林 計			8,672.47	4,766,743	72,395	9.05			2	7.10	15	3	7.16	886	68	10.86	1,653	95
	人工林 計			8,679.64	4,769,432	72,432	9.05			2	7.10	15	3	7.16	886	68	10.86	1,653	95
天 然 林	育成單層林	針葉樹	ま つ																
			そ の 他 針																
			針 計																
		広葉樹	く す																
			く ぬ ぎ	6.34	867														
	育成複層林	広葉樹	い じ ゆ																
			もくまお																
			そ の 他 広	0.60	38	1													
			広 計	1.32	87	2													
			育成複層林 計	8.94	831	21													
	育成 单層林 計			7.17	2,689	37													
	人工林 計			8.94	831	21													
	天然林 計			6.34	867														
天 然 林	育成複層林	針葉樹	ま つ																
			そ の 他 針																
			針 計																
		広葉樹	く す																
			く ぬ ぎ	6.34	867														
	天然生林	広葉樹	い じ ゆ																
			もくまお																
			そ の 他 広	156.33	20,852	33													
			広 計	156.33	20,852	33													
			育成複層林 計	156.33	20,852	33													
	天然林	針葉樹	ま つ	51.69	12,428	154													
			そ の 他 針																
			針 計	51.69	12,428	154													
		広葉樹	く す																
			く ぬ ぎ	1.80	243														
	天 然 林	広葉樹	い じ ゆ																
			もくまお																
			そ の 他 広	19,374.47	2,582,396	4,646	126.76			385	124.40	1,804	549	90.03	4,128	550	39.46	3,080	221
			広 計	19,376.27	2,582,639	4,646	126.76			385	124.40	1,804	549	90.03	4,128	550	39.46	3,080	221
			天 然 生 林 計	19,427.96	2,595,067	4,800	126.76			385	124.40	1,804	549	90.03	4,128	550	39.46	3,080	221
	天 然 林 計			19,590.63	2,616,786	4,833	127			385	124	1,804	549	90	4,128	550	39	3,080	221
竹林				1,706.86	143,585														
未立木地等				1,075.06															
更新困難地				155.78															
合 計				8.94	831	21													
再掲特殊樹林	つばき			31,207.96	7,386,218	77,265	135.80			387	131.50	1,819	552	97.19	5,014	618	50.31	4,733	316
	し ゃ り ん ば い			0.03	4														

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林經營課

区分			齢級11			齢級12			齢級13			齢級14			齢級15							
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量					
人 工 林	育成 單層 林	針葉樹	す ぎ	1,816.82	1,038.98	16,571	1,171.34	718,999	10,028	690.12	453,459	5,590	840.42	585,420	6,408	306.67	216,693	2,353				
			ひ の き	1.65	618	11	12.23	4,907	78	3.81	1,635	22	10.90	5,044	63	0.83	387	5				
			ま つ	79.50	21,789	238	98.35	27,544	273	156.12	44,850	307	131.33	37,415	72	67.94	19,380					
			その 他 針			0.75	219	2														
			針 計	1,897.97	1,060,505	16,820	1,282.67	751,669	10,381	850.05	499,944	5,919	982.65	627,879	6,543	375.43	236,460	2,358				
	育成 複層 林	広葉樹	く す									0.77	104									
			く ぬ ぎ	0.20	26		0.07	9							0.18	24						
			い じ ゆ																			
			もくまお	1.73	228		0.64	85		0.90	121		0.70	95		2.92	394					
			その 他 広	1.92	264		7.90	1,075		2.09	284		2.11	287								
			広 計	3.85	518		8.61	1,169		2.99	405		3.59	486		3.10	418					
	育成 単層 林 計			1,901.82	1,061,023	16,820	1,291.28	752,838	10,381	853.03	500,349	5,919	986.24	628,365	6,543	378.53	236,878	2,358				
天 然 林	育成 單層 林	針葉樹	す ぎ	3.39	1,169	19	1.14	373	3	1.59	807	10				0.19	94	1				
			ひ の き																			
			ま つ																			
			その 他 針																			
			針 計	3.39	1,169	19	1.14	373	3	1.59	807	10				0.19	94	1				
	育成 複層 林	広葉樹	く す																			
			く ぬ ぎ																			
			い じ ゆ																			
			もくまお																			
			その 他 広																			
			広 計																			
	育成 複層 林 計			3.39	1,169	19	1.14	373	3	1.59	807	10				0.19	94	1				
	人 工 林 計			1,905.21	1,062,192	16,839	1,292.42	753,211	10,384	854.62	501,156	5,929	986.24	628,365	6,543	378.72	236,972	2,359				
天 然 林	育成 單層 林	針葉樹	針 ま つ																			
			その 他 針																			
			針 計																			
			く す																			
			く ぬ ぎ										0.55	75		0.48	64					
	育成 複層 林	広葉樹	い じ ゆ																			
			もくまお																			
			その 他 広																			
			広 計										0.55	75		0.48	64					
			育成 单層 林 計										0.55	75		0.48	64					
	育成 複層 林	針葉樹	針 ま つ																			
			その 他 針																			
			針 計																			
			く す																			
			く ぬ ぎ																			
	天 然 林	広葉樹	い じ ゆ																			
			もくまお																			
			その 他 広	44.57	5,951	24	18.19	2,439	2	15.97	2,027	3	12.75	1,808		14.35	1,968					
			広 計	44.57	5,951	24	18.19	2,439	2	15.97	2,027	3	12.75	1,808		14.35	1,968					
			育成 複層 林 計	44.57	5,951	24	18.19	2,439	2	15.97	2,027	3	12.75	1,808		14.35	1,968					
	天 然 林	针葉樹	針 ま つ	0.67	171	2	9.07	2,631	19	6.20	1,777	7	3.13	957		1.66	483					
			その 他 針																			
			針 計	0.67	171	2	9.07	2,631	19	6.20	1,777	7	3.13	957		1.66	483					
			く す																			
			く ぬ ぎ				0.63	84		0.13	18		0.28	39		0.49	66					
	天 然 林	针葉樹	い じ ゆ																			
			もくまお																			
			その 他 広	1,872.38	254,793	815	2,263.64	306,842	359	2,844.46	388,144	301	2,468.63	337,863	1	1,908.73	262,329					
			広 計	1,872.38	254,793	815	2,264.27	306,926	359	2,844.59	388,162	301	2,468.92	337,902	1	1,909.22	262,395					
			天 然 生 林 計	1,873.05	254,964	817	2,273.34	309,557	378	2,850.79	389,939	308	2,472.05	338,859	1	1,910.88	262,878					
	天 然 林 計			1,918	260,915	841	2,292	311,996	380	2,867	391,966	311	2,485	340,742	1	1,926	264,910					
竹 林																						
未 立 木 地 等																						
更 新 困 難 地																						
合 计			3,822.83	1,323,107	17,680	3,583.95	1,065,207	10,764	3,721.39	893,122	6,240	3,471.58	969,107	6,544	2,304.44	501,882	2,359					
再掲特殊樹林	つ ば き																					
	し ゃ り ん ば い											0.03	4									

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林經營課

単位 面積:ha, 材積:m³, 竹:束, 生長量:m³

齡級16			齡級17			齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
97.49	68,893	752	71.00	50,155	541	75.87	53,616	593	38.65	27,312	300	37.72	26,651	293	20.53	14,505	158
0.42	195	3	0.24	110	1	0.57	266	3	1.06	492	5	0.79	368	5	0.59	274	4
1.22	339		1.06	303		0.47	146					0.74	206		0.32	100	
99.12	69,427	755	72.30	50,568	542	76.91	54,028	596	39.70	27,804	305	39.25	27,225	298	21.44	14,879	162
0.66	93		0.01	1		0.10	14										
0.66	93		0.01	1		0.10	14										
99.78	69,520	755	72.31	50,569	542	77.01	54,042	596	39.70	27,804	305	39.25	27,225	298	21.44	14,879	162
99.78	69,520	755	72.31	50,569	542	77.01	54,042	596	39.70	27,804	305	39.25	27,225	298	21.44	14,879	162
2.29	310		0.14	19													
2.29	310		0.14	19													
2.29	310		0.14	19													
			0.33	45		3.31	447								0.30	41	
			0.33	45		3.31	447								0.30	41	
			0.33	45		3.31	447								0.30	41	
0.56	157		0.84	262				0.33	101		0.32	99					
0.56	157		0.84	262				0.33	101		0.32	99					
0.22	29		0.05	7													
1,505.67	207,392		1,053.41	145,721		551.32	75,515		159.14	21,883		153.20	21,375		150.16	20,369	
1,505.88	207,421		1,053.46	145,728		551.32	75,515		159.14	21,883		153.20	21,375		150.16	20,369	
1,506.45	207,578		1,054.30	145,990		551.32	75,515		159.47	21,984		153.52	21,474		150.16	20,369	
1,509	207,888		1,055	146,054		555	75,962		159	21,984		154	21,474		150	20,410	
1,608.52	277,408	755	1,127.08	196,623	542	631.64	130,004	596	199.17	49,788	305	192.77	48,699	298	171.90	35,289	162

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木地									
			総数			人工林						
						総数	針	広	総数	針	広	
総数	面積	31,208	28,270	8,585	19,685	8,680	8,533	146	8,672	8,526	146	7
普通林	材積	7,386	7,386	4,763	2,623	4,769	4,751	19	4,767	4,748	19	3
	成長量	77	77	73	5	72	72	0	72	72	0	0
	面積	25,322	23,851	7,460	16,391	7,509	7,412	98	7,503	7,405	98	6
制限林	材積	6,374	6,374	4,204	2,170	4,204	4,192	13	4,202	4,190	13	2
	成長量	69	69	65	4	65	65	0	65	65	0	0
	面積	5,886	4,419	1,125	3,295	1,170	1,122	48	1,169	1,121	48	1
	材積	1,013	1,013	560	453	565	559	6	565	559	6	0
	成長量	8	8	8	0	8	8	0	8	8	0	0

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料:森林經營課

単位 面積:ha 材積:千m³ 竹:千束 成長量:千m³

立木地												竹林	無立木地			更新困難地						
天然林													総数	伐採跡地	未立木地							
育成单層林			育成複層林			天然生林																
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広											
19,591	52	19,539	6	0	6	156	0	156	19,428	52	19,376	1,707	1,075	165	911	156						
2,617	12	2,604	1	0	1	21	0	21	2,595	12	2,583	144	-	-	-	-						
5	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5	-	-	-	-	-						
16,341	49	16,293	6	-	6	145	-	145	16,190	49	16,141	738	665	164	502	68						
2,169	12	2,158	1	-	1	19	-	19	2,149	12	2,137	90	-	-	-	-						
4	0	4	0	-	-	0	-	0	4	0	4	-	-	-	-	-						
3,249	3	3,246	0	-	0	11	-	11	3,238	3	3,235	969	410	1	409	88						
447	1	447	0	-	0	1	-	1	446	1	445	54	-	-	-	-						
0	0	0	0	-	-	0	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-						

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地												
			総 数			人 工 林						育成单層林			
						総 数	針	広	総 数	針	広				
総 数	面 積	31,208	28,270	8,585	19,685	8,680	8,533	146	8,672	8,526	146	7	7	-	
	材 積	7,386	7,386	4,763	2,623	4,769	4,751	19	4,767	4,748	19	3	3	-	
熊 毛 支 庁	西之表市	面 積	10,920	10,298	3,355	6,943	3,392	3,313	79	3,390	3,311	79	2	2	-
		材 積	2,765	2,765	1,862	903	1,861	1,852	10	1,861	1,851	10	1	1	-
	中種子町	面 積	5,409	4,868	1,586	3,282	1,604	1,586	18	1,604	1,585	18	0	0	-
		材 積	1,311	1,311	886	425	889	886	2	889	886	2	0	0	-
	南種子町	面 積	4,603	4,337	949	3,388	969	948	22	965	944	22	4	4	-
		材 積	977	977	535	443	537	534	3	535	533	3	2	2	-
	屋久島町	面 積	10,276	8,767	2,695	6,072	2,714	2,687	27	2,713	2,686	27	1	1	-
		材 積	2,333	2,333	1,481	852	1,482	1,479	4	1,482	1,478	4	0	0	-
	旧上屋久町	面 積	6,828	5,423	2,015	3,408	2,011	2,007	4	2,011	2,007	4	0	-	-
		材 積	1,581	1,581	1,102	479	1,100	1,100	0	1,100	1,100	0	0	-	-
	旧屋久町	面 積	3,447	3,344	680	2,664	703	680	23	702	679	23	1	1	-
		材 積	752	752	379	373	382	379	3	381	378	3	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林經營課

単位 面積:ha 材積:千m³ 竹:千束 成長量:千m³

立木地										竹林	無立木地			更新困難地		
天然林										總数	伐採跡地	未立木地	更新困難地			
育成单層林			育成複層林			天然生林										
總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	伐採跡地	未立木地		
19,591	52	19,539	6	-	6	156	-	156	19,428	52	19,376	1,707	1,075	165	911	156
2,617	12	2,604	1	-	1	21	-	21	2,595	12	2,583	144	-	-	-	-
6,906	42	6,864	3	-	3	62	-	62	6,840	42	6,798	191	380	72	308	50
903	10	893	0	-	0	8	-	8	895	10	885	41	-	-	-	-
3,264	0	3,264	0	-	-	10	-	10	3,254	0	3,254	382	159	62	97	1
423	0	422	0	-	-	1	-	1	421	0	421	27	-	-	-	-
3,368	1	3,366	0	-	-	50	-	50	3,318	1	3,316	156	96	2	94	15
440	0	440	0	-	-	7	-	7	434	0	433	11	-	-	-	-
6,053	8	6,045	3	-	3	34	-	34	6,016	8	6,008	978	441	29	412	90
851	2	849	0	-	0	5	-	5	845	2	843	64	-	-	-	-
3,413	8	3,405	0	-	-	4	-	4	3,409	8	3,401	941	377	4	373	87
480	2	478	0	-	-	1	-	1	480	2	478	58	-	-	-	-
2,640	0	2,640	3	-	3	30	-	30	2,607	-	2,607	37	64	25	38	3
370	0	370	0	-	0	4	-	4	365	-	365	6	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木地											
			総数			人工林								
			総数			育成单層林			育成複層林					
総数	面積	31,208	28,270	8,585	19,685	8,680	8,533	146	8,672	8,526	146	7	7	0
県有林	材積	7,386	7,386	4,763	2,623	4,769	4,751	19	4,767	4,748	19	3	3	0
	面積	1,247	1,235	321	914	324	321	3	324	321	3	0	-	-
市町村有林	材積	318	318	192	125	193	192	0	193	192	0	0	-	-
	面積	4,482	3,978	1,210	2,768	1,281	1,206	75	1,279	1,204	75	2	2	-
私有林	材積	1,032	1,032	653	380	661	652	10	660	651	10	1	1	-
	面積	25,480	23,057	7,054	16,003	7,075	7,006	68	7,069	7,001	68	5	5	-
	材積	6,036	6,036	3,918	2,118	3,915	3,907	9	3,914	3,905	9	2	2	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料:森林經營課

単位 面積:ha 材積:千m³ 竹:千束 成長量:千m³

立木地											竹林	無立木地			
天然林											總数	要人工植栽地	更新困難地		
育成单層林			育成複層林			天然生林									
總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	要人工植栽地	更新困難地	
19,591	52	19,539	6	0	6	156	0	156	19,428	52	19,376	1,707	1,231	1,075	156
2,617	12	2,604	1	0	1	21	0	21	2,595	12	2,583	144	-	-	-
911	0	911	0	-	-	0	-	-	911	0	911	1	10	10	-
125	0	125	0	-	-	0	-	-	125	0	125	0	-	-	-
2,697	4	2,693	0	-	-	29	-	29	2,668	4	2,664	123	380	327	53
371	1	370	0	-	-	4	-	4	367	1	366	8	-	-	-
15,982	48	15,935	6	-	6	128	-	128	15,849	48	15,801	1,582	840	738	103
2,121	12	2,109	1	-	1	17	-	17	2,103	12	2,091	135	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区分		保 安 林										保 安 施 設	砂 防 指 定 地	自然公園				
		水 源 か ん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	飛 砂 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	潮 害 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林	落 石 防 止 保 安 林	魚 つ き 保 安 林	航 行 保 安 林			国 立 公 園	第 1 種 特 別 保 護 地 区	第 2 種 特 別 地 域		
総 数		(36.47)	(70.37)	162.95	155.70	(31.59)	283.72	32.11	403.52		47.12		(321.48) 57.86	(459.91) 8.06 2,125.79	(95.39) 913.07	(134.88) 402.74	(129.87) 79.12	594.23
振興局 - 熊毛支庁	西之表市	170.42	33.15	(3.15) 44.57	12.40	(6.30) 57.26	18.57	29.90		46.56			(118.62) 22.82	(128.07) 435.65	(7.81) 94.88			
	中種子町	55.06	27.38	64.78	59.70	96.71	1.64	356.62						661.89	158.88			
	南種子町	29.58	(0.21) 144.12	(66.58) 36.65	83.60	(25.29) 89.74	0.39	17.00					(198.10) 35.04	(290.18) 436.12	(75.82) 376.02			
	屋久島町	115.57	399.47	16.95		40.01	11.51			0.56			(4.76)	(41.66) 8.06 592.13	(8.88) 283.29 402.74	(134.88) 79.12	(129.87) 594.23	
	旧上屋久町	17.89	382.80	15.78			8.80			0.56			(4.76)	(5.40) 425.83	(6.21) 175.84 402.74	(134.88) 79.12	(127.55) 443.62	
	旧屋久町	97.68	(36.26) 16.67	1.17		31.21	11.51							8.06 166.30	(36.26) 107.45	(2.67) 150.61		
	小 計	370.63	604.12	162.95	155.70	283.72	32.11	403.52		47.12			(321.48) 57.86	(459.91) 8.06 2,125.79	(95.39) 913.07	(134.88) 402.74	(129.87) 79.12	594.23

(注)表中の()書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料:森林經營課

自然公園												自然環境保全地域	特鳥獣別保護区に地による	風都計画法地による	か史文化財名勝天然記念地による	急傾斜地崩壊危険区域	単位 ha				
国立公園			国定公園				県立自然公園														
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計								
(136.75) 1,703.72	(2.56) 45.18	(404.06) 2,824.99													(47.81) 22.34	(1,007.17) 5,886.19					
															(0.76) 9.71	(136.64) 540.24					
															(2.88) 2.36	(823.13)					
															(366.00) 8.91	(821.05)					
(136.75) 1,703.72	(2.56) 45.18	(404.06) 2,824.99													(47.05) 1.36	(501.65) 3,701.77					
(109.48) 1,669.43	(2.56) 45.18	(374.47) 2,640.09													(43.94) 0.49	(430.02) 3,242.25					
(27.27) 34.29		(29.59) 184.90													(3.11) 0.87	(71.63) 459.52					
(136.75) 1,703.72	(2.56) 45.18	(404.06) 2,824.99													(47.81) 22.34	(1,007.17) 5,886.19					

(6)樹種別材積表

単位：千m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
総数	4,573	16	171	3	8	2,615	7,386
人工林	4,573	16	158	3	7	11	4,769
天然林	-	-	12	-	1	2,603	2,617

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7)特定保安林の指定状況

該当なし

(8)荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒 廃 地	荒 廃 危 險 地
総数	171	498
西之表市	59	185
中種子町	25	99
南種子町	51	108
屋久島町	36	106

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:山地災害危険地区調査結果(令和6年度末),森づくり推進課

(9) 森林の被害

区分		火災			気象			病害			虫害			シカ			単位	面積	材積	m ³	
年	度	R4年度		R5年度	R6年度		R4年度		R5年度	R6年度	R4年度		R5年度	R6年度	R4年度		R5年度	R6年度	R5年度	R4年度	R6年度
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	材積	面積	件数	面積	材積	面積	件数	面積	材積	
总数		1	0.3	1	0.01	-	-	-	-	-	-	219	107	24	-	-	-	-	-	-	-
西之表市		1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	0	-	-	-	-	-	-	-
中種子町		-	-	1	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南種子町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	0	-	-	-	-	-	-	-
屋久島町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208	107	23	-	-	-	-	-	-	-

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 面積は、実損面積である。

資料:森べぐり推進課 森林被害報告年報

(10)防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1)保有山林規模別林家数

単位:戸

区分	総 数	1~3ha未満	3~5ha未満	5~10ha未満	10~50ha未満	50ha以上
総 数	1,057	820	150	58	24	5
西之表市	437	340	62	25	8	2
中種子町	201	155	27	12	5	2
南種子町	155	126	16	8	5	-
屋久島町	264	199	45	13	6	1

資料:2020年世界農林業センサス(令和3年2月)

(2)森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	21	11,107	21	3,983	32	7,124	
西之表市	7	1,570	7	759	8	811	
中種子町	4	1,089	4	613	7	477	
南種子町	3	1,184	3	930	7	254	
屋久島町	7	7,264	7	1,681	10	5,582	

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和6年度末現在)

(3)経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	-	-	-	-	
西之表市	-	-	-	-	
中種子町	-	-	-	-	
南種子町	-	-	-	-	
屋久島町	-	-	-	-	

(注)四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和6年度末現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区分	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有森林面積
総 数		2 6,995	8	143,349	23,912
西之表市	種子島	4,687	3	97,298	15,866
中種子町					
南種子町					
屋久島町	屋久島	2,308	5	46,051	8,046

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令和7年3月), 環境林務課

(イ) 生産森林組合

該当なし

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販売		林産		加工		工賃		買賣		森林整備	
		m ³	千本	m ³	kg	ha	ha						
総数	2	51	5,641	3,242	2,578	-	16,729	2	465	5	5	47	
西之表市	種子島	51	2,967	1,259	-	-	16,729	2	435	-	-	-	
中種子町	屋久島	-	2,674	1,983	2,578	-	-	-	30	5	47		
南種子町													
屋久島町													

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令和7年3月), 環境林務課

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区分	素材生産業	原木市場	木材・木製品製造業			備考
			製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数	11	-	8	-	-	
西之表市	4	-	3	-	-	
中種子町	1	-	-	-	-	
南種子町	-	-	1	-	-	
屋久島町	6	-	4	-	-	

(注) 製材業にはチップ工場も含む

資料:森林経営課,かごしま材振興課

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区分	組合名	59日以下		60~149日		150~209日		210日以上		合計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数		2	2	59	5	526	4	668	11	3,136	22 4,389
西之表市											
中種子町	種子島	2	59	5	526	4	668	7	1,802	18	3,055
南種子町											
屋久島町	屋久島	-	-	-	-	-	-	4	1,334	4	1,334

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令和7年3月), 環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

区分	組合名	30歳未満		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		2	2	-	3	-	5	-	7	-	5	-	22 -
西之表市													
中種子町	種子島	2	-	1	-	3	-	7	-	5	-	18	-
南種子町													
屋久島町	屋久島	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	4	-

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令和7年3月), 環境林務課

ウ 市町別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体

市町名	総数	生産量規模別			
		500m ³ 未満	500~ 2,000m ³	2,000~ 5,000m ³	5,000m ³ 以上
総 数	11	6	-	3	2
西之表市	4	2	-	2	-
中種子町	1	1	-	-	-
南種子町	-	-	-	-	-
屋久島町	6	3	-	1	2

資料:森林經營課(令和6年度末)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機械種名	適用	数量	備考
プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	6	
ハーベスター	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	1	
フォワーダ	積載式集材専用車両	10	
スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	-	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	3	
フォーク収納型 グラップルバケット	立木の伐採と同時に、路網開設及びグラップル作業を1台で行える機械	4	
タワーヤード	元柱を具備した自走式機械	-	
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	-	

資料:森林技術総合センター(令和6年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

市町別作業道及び作業路線延長

単位: m

区分	R2	R3	R4	R5	R6
総 数	31,102	33,806	29,354	18,159	12,047
西之表市	8,337	10,130	11,844	5,315	3,203
中種子町	5,436	11,248	2,783	1,650	1,866
南種子町	2,685	3,605	1,470	1,410	885
屋久島町	14,644	8,823	13,257	9,784	6,093

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料: 森林経営課, かごしま材振興課, 森づくり推進課

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位: ha

農用地	ゴルフ場等 レジヤー施設 用地	住宅, 别荘, 工場 等建物敷地及び その他の附帯地	その他	合計
7	-	21	5	33

(注) 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。

2 その他には道路敷、採石用地、ダム敷等を含む。

3 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位: ha

原野	農用地	その他	合計
0	-	35	36

(注) 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。

2 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

区分			単位 面積 : ha, 材積 : 千m ³							
1分期5年			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総 数	473	497	517	488	472	473	475	480
		針葉樹	344	347	353	323	307	308	310	315
		広葉樹	130	150	164	165	165	165	165	165
	主伐	総 数	361	418	457	460	460	460	460	460
		針葉樹	232	268	293	295	295	295	295	295
		広葉樹	130	150	164	165	165	165	165	165
	間伐	総 数	112	79	60	28	12	13	15	20
		針葉樹	112	79	60	28	12	13	15	20
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数		1,105	1,311	1,426	1,431	1,434	1,437	1,440	1,443
	人工造林		178	196	203	205	205	205	205	205
	天然更新		927	1,115	1,223	1,226	1,229	1,232	1,235	1,238

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	
第 I 分期	人工林	総 数	28,270	267	148	366	1,475
	育成单層林	8,680	16	18	134	403	
	育成複層林	8,673	16.16	18.01	134.14	402	
	天然林	7				0	
	人工林	総 数	19,591	251	129	232	1,073
	育成单層林	6				1	
	育成複層林	156			1	3	
	天然生林	19,428	251	129	231	1,069	
	人工林	総 数	28,269	1,387	229	157	814
	育成单層林	8,684	388	14	25	268	
第 II 分期	育成複層林	8,615	364	14	25	266	
	天然林	69	24		0	1	
	人工林	総 数	19,585	999	214	131	546
	育成单層林	11	4			0	
	育成複層林	267		1	4	16	
	天然生林	19,307	995	214	127	531	
	人工林	総 数	28,267	2,715	267	145	331
	育成单層林	8,688	834	16	17	121	
	育成複層林	8,565	783	16	17	121	
	天然林	123	52		0	1	
第 III 分期	人工林	総 数	19,578	1,881	251	127	209
	育成单層林	15	9				
	育成複層林	400		2	5	21	
	天然生林	19,162	1,872	249	123	189	
	人工林	総 数	28,264	3,072	1,387	222	139
	育成单層林	8,694	962	388	14	22	
	育成複層林	8,520	904	364	14	22	
	天然林	173	58	24	0	0	
	人工林	総 数	19,571	2,110	999	209	117
	育成单層林	21	10	4			
第 IV 分期	育成複層林	527		4	8	16	
	天然生林	19,023	2,100	991	201	101	
	人工林	総 数	28,262	3,240	2,715	258	126
	育成单層林	8,699	1,028	834	16	15	
	育成複層林	8,486	967	783	16	15	
	天然林	213	61	52	0	0	
	人工林	総 数	19,563	2,212	1,881	243	112
	育成单層林	26	11	9			
	育成複層林	648		6	19	14	
	天然生林	18,889	2,202	1,866	224	98	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

单位 面積 : ha 材積 : 千m³

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
5,179	7,407	7,193	3,913	1,759	392	172	7,386
2,342	3,198	1,841	479	149	79	21	4,769
2,342	3,193	1,839	478	149	79	21	4,767
1	5	2	0				3
2,837	4,209	5,352	3,434	1,609	313	150	2,617
2		1	3	0			1
43	63	29	14	4		0	21
2,792	4,146	5,323	3,417	1,606	313	150	2,595
3,228	6,213	6,976	5,514	2,610	793	348	7,682
1,112	3,183	2,054	1,305	165	112	58	4,952
1,107	3,164	2,042	1,300	164	111	58	4,924
5	19	12	6	1	1	0	28
2,116	3,030	4,922	4,209	2,445	681	290	2,730
3			1	2			1
58	124	34	27	0	3	0	39
2,055	2,906	4,888	4,181	2,443	678	290	2,690
1,332	4,681	6,691	6,486	3,527	1,585	508	7,598
363	2,120	2,893	1,665	433	135	91	4,984
360	2,101	2,864	1,650	429	134	90	4,936
3	19	29	14	4	1	0	48
968	2,561	3,798	4,822	3,094	1,449	417	2,614
1	2		1	3	0		1
79	153	93	29	14	4	0	58
888	2,406	3,705	4,793	3,077	1,446	417	2,554
723	2,862	5,509	6,166	4,873	2,304	1,007	7,486
237	983	2,818	1,818	1,155	146	150	4,982
235	972	2,779	1,795	1,143	144	148	4,916
3	11	39	23	13	2	1	66
486	1,879	2,691	4,348	3,718	2,158	858	2,504
0	3			1	2		1
68	202	165	34	27	0	4	77
417	1,674	2,526	4,313	3,689	2,156	854	2,426
292	1,172	4,094	5,832	5,644	3,068	1,819	7,369
106	316	1,845	2,518	1,449	377	196	4,948
105	311	1,818	2,478	1,429	372	194	4,869
1	4	28	40	20	5	2	79
186	857	2,249	3,314	4,195	2,692	1,623	2,421
	1	2		1	3	0	2
57	224	189	93	29	14	4	95
129	632	2,058	3,220	4,166	2,675	1,619	2,325

(2) 分期別期首資源表

区分		面						
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級		
第VI 分期	人工林	総数	28,260	3,269	3,072	1,378	193	
	育成单層林	8,704	1,048	962	387	12		
	育成複層林	8,457	987	904	364	12		
	天然林	247	61	58	24	0		
	人工林	総数	19,556	2,221	2,110	990	181	
	育成单層林	31	11	10	4			
	育成複層林	762		51	29	19		
	天然生林	18,762	2,211	2,049	957	162		
		総数	28,258	3,275	3,240	2,621	224	
第VII 分期	人工林	総数	8,710	1,053	1,028	806	13	
	育成单層林	8,428	993	967	754	13		
	育成複層林	282	61	61	52	0		
	天然林	総数	19,549	2,221	2,212	1,815	211	
	育成单層林	36	11	11	9			
	育成複層林	868		42	106	37		
	天然生林	18,644	2,211	2,160	1,700	174		
		総数	28,256	3,274	3,269	2,966	1,180	
		人工林	総数	8,715	1,053	1,048	927	332
第VIII 分期	育成单層林	8,398	992	987	869	308		
	育成複層林	317	61	61	58	24		
	天然林	総数	19,541	2,221	2,221	2,038	848	
	育成单層林	42	11	11	10	4		
	育成複層林	967		34	185	43		
	天然生林	18,532	2,211	2,177	1,844	800		
		総数	28,253	3,272	3,275	3,121	2,250	
		人工林	総数	8,719	1,051	1,053	990	691
	育成单層林	8,367	990	993	928	637		
第IX 分期	育成複層林	352	61	61	61	53		
	天然林	総数	19,534	2,221	2,221	2,131	1,560	
	育成单層林	47	11	11	11	9		
	育成複層林	1,060		26	149	153		
	天然生林	18,426	2,211	2,185	1,972	1,398		

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

单位 面積 : ha 材積 : 千m³

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
122	635	2,493	4,756	5,305	4,192	2,847	7,260
19	205	844	2,420	1,562	993	253	4,892
19	201	831	2,375	1,536	978	250	4,804
0	3	13	44	26	15	3	89
103	430	1,649	2,336	3,742	3,200	2,593	2,368
	0	3			1	2	2
31	141	261	165	34	27	4	108
72	289	1,384	2,172	3,708	3,172	2,587	2,258
110	259	1,034	3,519	4,986	4,818	4,172	7,172
12	91	268	1,572	2,145	1,234	487	4,835
12	89	263	1,542	2,102	1,212	480	4,736
0	1	5	30	43	21	8	99
98	169	766	1,947	2,841	3,584	3,685	2,337
		1	2		1	3	3
22	90	244	189	93	29	18	121
76	79	522	1,756	2,748	3,555	3,664	2,213
167	109	562	2,158	4,067	4,515	5,990	7,097
10	16	174	716	2,055	1,326	1,057	4,777
10	16	171	702	2,008	1,298	1,038	4,666
0	0	4	14	47	28	19	110
157	93	388	1,442	2,012	3,189	4,933	2,320
		0	3			3	3
25	38	151	261	165	34	31	135
132	55	236	1,178	1,847	3,154	4,898	2,182
196	97	234	913	3,017	4,246	7,633	7,025
11	10	77	226	1,335	1,820	1,455	4,714
11	10	75	221	1,303	1,773	1,425	4,592
0	0	2	5	32	47	30	123
185	86	157	687	1,682	2,426	6,178	2,311
			1	2		3	4
45	25	91	244	189	93	47	149
140	61	66	443	1,491	2,333	6,127	2,157

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
8 4

注1 記載する材積は立木材積である。

注2 市町村森林整備計画のゾーニングにおける下記の区域を集計した。

- ・公益的機能別施業森林以外であり、木材等生産機能維持増進森林である森林
- ・水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

(2) 用語の解説

《あ》

育成单層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を抾伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒抾伐、樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を、保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒更新、保育、間伐）

《か》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいかのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化、騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいかのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林で、快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒天然更新、林床）

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、成長を妨げるササ、草、つる、不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒除伐、主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径、曲がり、偏心度）や欠点の有無（節、腐れ、割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し、適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/D)をいい、樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材、合板、パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林、
快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

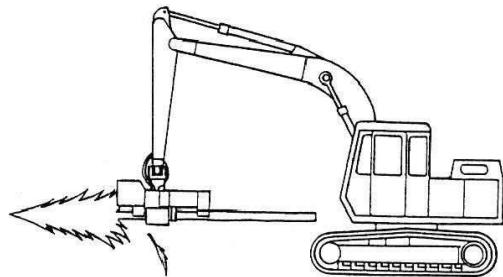
森林を伐採利用した後、人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地、風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒風衝地、更新）

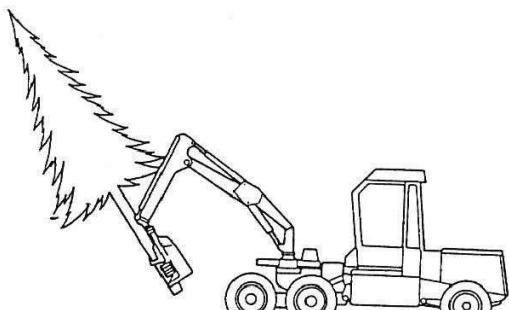
高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ、ハーベスター及びスイングヤーダ等、林業用の多工程処理機械の総称。



プロセッサ（造材機）

林道や土場などで、全木集材した材を枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



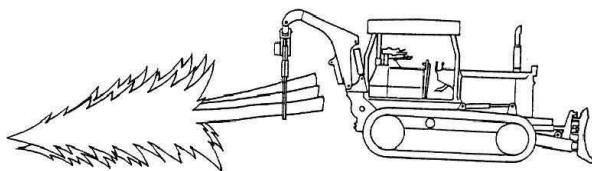
ハーベスター（伐倒造材機）

立木を伐倒し、枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



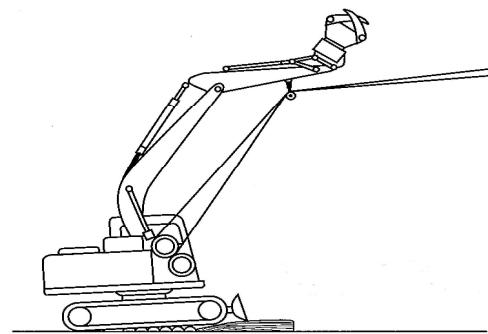
フォワーダ（積載集材車両）

玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



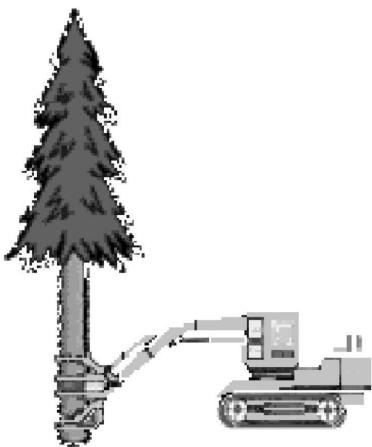
スキッダ（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラクタ。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり、県内ではT30等のホイール式が普及している。



スイングヤーダ（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ワインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



フェラーバンチャ（伐倒・集積）

立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

5条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で、自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して、森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒地域森林計画）

《 さ 》

最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では、成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で、林分は、林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており、この関係を表したもののが最多密度曲線である。（⇒間伐）

山地災害防止機能・土壤保全機能

（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出、落石等の山地災害の発生のほか、表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土壤を保持するなどの諸機能。

CLT（しーえるていー）

挽き板を並べた層を、板の纖維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。（Cross Laminated Timber の略）

山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林

（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林で、山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒天然更新）

自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり、人工林の間伐あるいは天然林の抾伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒間伐、抾伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法第10条の5の規定に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに立てる10年を一期とする計画で、伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めていく。

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、抾伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、抾伐、皆伐）

指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行うとともに、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林家44名が活動している。（令和7年4月1日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林業士109名が活動している。（令和7年4月1日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね 20m 平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10 分の 5 以下を疎、10 分の 6 から 10 分の 8 を中、10 分の 9 以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し、収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐、更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が残り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

森林G I S（しんりんじいあいえす）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採、造林、保育などの諸行為を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理条例に基づき、平成 31 年 4 月から施行された制度で、森林所有者に適切な経営管理を促すため経営管理の責務を明確化するとともに、所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林において、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得し（経営管理権の設定），林業経営に適した森林は林業経営者に委ね（経営管理実施権の設定），林業経営者に委ねることができない森林は市町村が経営管理を実施するもの。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する 5 年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な發揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林がもっている様々な”はたらき”のことで、木材生産等機能の経済的機能と、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能、公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で、森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり、主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定め、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（R6年度末時点の協定地：H31.3 鹿児島地域、R6.3 南薩地域、H27.3 日置市、R7.3 出水地域、R5.7 鹿屋市、R3.3 姶良西部地域、R3.3 屋久島地域、R5.3 肝付町内之浦地域）

森林経営プランナー（しんりんけいえいぶらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図るとともに、森林経営管理制度の運用も踏まえ、森林資源を持続的に利用しつつ、地域をとりまく経済動向や木材需要等を見据え、森林・木材の価値を最大化した循環型林業を実践することができる人材。

現在、本県には306名いる。（令和7年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保全（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林、保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。
(⇒保安林、保安施設地区)

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として、意欲をもって林業に取り組み、社会性や協調性に富み、地域林業の振興への寄与が期待される者（44歳以下）で、所定の研修課程を履修し、地域において活動実績がある者を知事が認定する。

本県では、青年林業士 112名が活動している。（令和7年4月1日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全、生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び榦角（そまかく）の総称であり、原木ともいう。

榦角：立木の伐採後、現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 ナニ 》

抾伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壤の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンくず状を呈する。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壤は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばっきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合 35～40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

2×4工法（つーぱいふおーこうほう）

木材で組まれた枠組みに構造用合板等を打ち付けた壁、床等で荷重を支える木造建築工法の一種。枠組みとして多く使われる製材の呼称寸法が厚さ2インチ、幅4インチであるためツーバイフォー（2×4）工法と呼ばれている。

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合、または林種を転換して収穫量を上げるために、その土壤に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ、マツ林などで行われている。）（⇒更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分發揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を發揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林、森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類、山菜、竹（タケノコ）、椿実等がある。

《な》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《は》

伐期（ばっき）

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種（ばっさいしゅ）

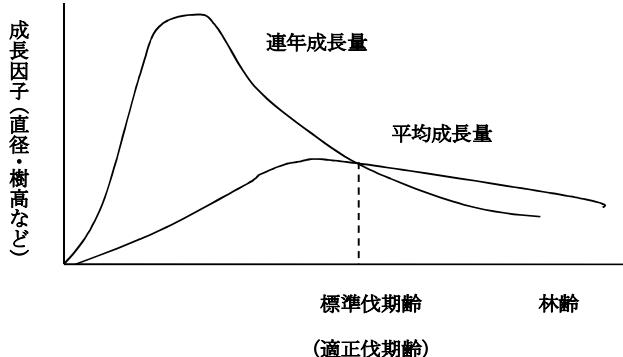
主伐における伐採方法をいい、一般的に皆伐、漸伐、抾伐に区分する。

（⇒主伐、皆伐、抾伐）

標準伐期齢（ひょうじゅんぱっきれい）

図1 成長曲線模式図

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量、主伐、林齢）



風衝地（ふうしょうち）

常時、風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林、保安施設地区など、法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒制限林、保安林、保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場、自然とのふれあいなど学習・教育、また、芸術、伝統文化、地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応、部材加工コストの低減化、住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野その他の土地を指定した地区。（⇒保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に，樹木の生育を促すために行う下刈り，除伐等の作業の総称。（⇒下刈り，除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て，後継樹とする。クヌギ，コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており，しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，また，行楽，スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供し，また，史跡・名勝と一緒に潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し，原生的な森林生態系，貴重な生物種が生育・生息している森林で，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において，伐採後の林地保全，幼齢造林地を強風等から保護するため，伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《ま》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常，樹木が生立していない林地をいうが，国有林野經營規程では，林種を立木地と無立木地に分け，無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し，樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し，民有林では同じく30%以下としている。（⇒樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において，目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし，それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で，地形，地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《や》

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るために，造林，保育，伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林，保育）

《 ら 》

流域森林・林業活性化センター

(りゅういきしんりん・りんぎょうかっせいかせんたー)

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うつ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇨樹冠）

林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。（⇨高性能林業機械）

林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班（りんしょうはん）

①林班、②準林班、③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね 50ha となるように設定。②準林班：おおむね 5ha を基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相（りんそう）

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。（⇨林齢）

林道改築（りんどうかいいちく）

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るために、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のこと、m／ha の単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したもの。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。（⇒森林作業道）

林内相対照度（りんないそうたいじょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルックス）に対する、林内の照度の比を%であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のこと、m／haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のこと、m／haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。